

ロシア連邦憲法（第1次草案）<ロシア共和国憲法委員会>

KK 資料集第1巻 597-663 頁

Аргументы и Факты, ноябрь 1990 г. 47(528)

1990年11月12日付、憲法委員会承認

ソビエツカヤ・ロシア紙掲載（1990年11月24日付）

同日にコミニスト草案と並列掲載

Конституционный Вестник(1990), №4 掲載

われわれ、この土地にあって歴史的な運命と生活を共にしたロシア連邦の多民族からなる人民は、災いと苦悩のなかにあって、正義と公正に対する明るい確信をもち、われわれにその確信を与えてきた祖先に想いをはせ、わが国の現在および未来の同朋に対する最高の責任を果し、わが国における人の自由および権利と豊かな〔価値ある〕生活を確立し、市民のあいだの和と民族間の同意を保障し、社会を再生し、ロシア連邦を搖るぎのない民主的国家にする確固たる決意をもって、ここにこの憲法を採択し、これをわれわれの社会とわれわれの国家の基本法と宣言する。

第1部 ロシア連邦の憲法体制の諸原則

第1.1条 国家主権

ロシア連邦は、歴史的にこの地に統合した諸民族の、主権的で、民主的かつ社会的な法治国家である。ロシア連邦は、共和国である。それは、自国領土と国民的富に対する最高の権利をもち、その内外政策を独立して決定し、その領土内で最高性をもつ憲法および法律を採択する。ロシア連邦の国家主権は、不可分である。

第1.2条 人民権力

① ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、ロシアの多民族からなる人民である。人民は、憲法を採択する排他的権利を有する。人民は、この憲法が定める形態と範囲内で国家権力を行使する。

② 人民のいかなる部分も、いかなる組織または個々の個人も、国家の権力を横取りすることはできない。権力の篡奪は、もっとも重大な犯罪である。

③ 代表制機関の選挙は、候補者の自由な推薦のもとに普通、平等、直接の選挙権に基づいて、秘密投票で行われる。選挙によるあらゆる機関および公務員の任期、ならびに執行機関および裁判機関の形成手続きは、憲法および法律にこれを定める。

第1.3条 最高の価値物としての人および人の権利

① 人ならびに人の生命、名誉、尊厳および自由、人身の不可侵、自然的かつ奪うことのできない権利は、最高の価値物である。

② ロシア連邦における人の権利は、一般に認められた国際法の諸原則および諸規範にし

たがって保障される。

③ すべての市民は、法律の枠内で、「法律によって禁じられていないことは、すべて許される」という原則にしたがって、独立して自己の権利を行使する。国家は、人および社会に奉仕し、人および市民の権利を擁護し保障し、民主的な憲法体制、適法性および法秩序を維持する。

第 1.4 条 政治的複数主義

① ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的多様性に基づいて実現される。

② いかなるイデオロギーも、公式の国家イデオロギーとすることはできない。

③ 政党、その他の団体および運動は、憲法の枠内で創設し、行動する。人種的、民族的、社会的、階級的、宗教的な敵意または憎悪を宣伝し、民主的憲法体制に対する暴力的行為およびその転覆を呼びかける政党およびその他の団体は、これを禁止する。

④ 国家機関、軍隊および軍需施設における政党の組織および活動は許されない（別案：「ならびに国有企業および教育機関・養育施設」を加える）。政党の組織またはその機関の決定は、自己の職務上の義務を履行する場合、国家機関、国家的な施設および企業またはその職員にとって義務的効力をもつことができない。

第 1.5 条 権力の分立

① ロシア国家の諸機関のシステムは、立法、執行および司法の権力分立原則、ならびに連邦、構成共和国および地方自治機関の権限の分立に基づく。

② 権力分立の原則にしたがい、国家の諸機関は、その権限の範囲内で、諸機関相互間の活動を調整し、互いに均衡を保ちつつ、独立して活動する。

第 1.6 条 法および憲法の最高性

① 国家、そのすべての機関および公務員は、法と憲法体制に拘束される。

② ロシア連邦憲法は、共和国の最高法規である。この憲法の規定に反する法律およびその

他の法的アクトは、法的効力をもたない。誰もが知ることができるような形で公式に公刊されない規範的アクトは、市民を拘束せず、裁判において適用されない。憲法の諸規範は、直接効力をもつ。

③ ロシア連邦が当事者となる国際条約は、連邦法の一部を構成する。ロシア連邦の国際条

約にロシア法を越える別段の定めがある場合は、国際条約の規定が効力をもつ。ロシア連邦の国際条約は、ロシア連邦の裁判管轄権に服する者の権利および義務となる。

第 1.7 条 社会的な市場経済

① ロシア連邦の経済の基礎は、自由な労働と社会的権利の保証、所有に対する尊敬と社会的利益を追求する志向、自由な企業活動と公正な競争を結びつける社会的な市場経済である。

② 所有権および相続権、すべての種類または形態の所有の平等、ならびに安定した所有諸関係は、国家がこれを保証する。国家は、経済の規制に参加する。

③ 経済的諸関係は、市民と国家、消費者と生産者、労働者と雇用者のあいだの社会的パ

ートナーシップに基づいて打ち立てられる。

第 1.8 条 社会国家

① 国家は、人および社会の福祉のために社会的な民主主義と公正の原則に基づいてその活動をおこなう。社会的領域における国家の基本的義務は、人民のすべての層の相応の生活水準とすべての個人の創造的潜在力の発揮を保障するための条件の整備である。ロシア連邦は、国家的な社会的部門の発展したシステムをとおして、すべての市民に対する機会の平等を保障する。

② ロシア連邦は、人々の労働と健康を保護し、家族と子ども、障害者と高齢者について配慮し、しかるべき収入を自分で受取る可能性をもたない市民に対し最低生活費を下回らない生活水準を保障する。

③ 国家は、人間的な人口政策を遂行し、社会の社会・経済的および文化的発展のために必要な条件を整備し、環境の安全と合理的な自然利用を保障する。

第 1.9 条 連邦国家体制

① ロシア連邦には、連邦的原則に基づいて、民族的および地域的な国家的形成物が結合する。これらすべての国家は、同権、民族自決、社会的・経済的、政治的・法的、民族的・文化的な発展の道と方法の自由な選択に基づいて、ロシア連邦に加入する。

② 共和国（複）は、自己の国内生活の諸問題を自分で解決し、この憲法が連邦の管轄に委譲していない部分で、自国領土内の立法、執行および司法権力をもつ。

③ ロシア連邦およびこの構成員となる国家形成物は、すべての民族を総計し、その権利を保証する。国家は、すべての民族および人民がその主権の支持をふくむかれるの権利を実現するのを援助する。

第 1.10 条 主権国家連邦（連合）におけるロシア連邦

① ロシア連邦は、他の国家との条約にもとづく連邦（連合）に自発的に結合することができる。その場合、ロシア連邦は、その権利の一部を共通の事項の遂行のために連邦（連合）に委譲する。ただし、この共通の事項の実現をコントロールし、それに参加する自己の権利を留保する。

② ロシア連邦の主権は、不動である。ロシア連邦は、連邦（連合）から自由に脱退する権利を保持する。

第 1.11 条 ロシア連邦-世界共同体の構成部分

① ロシア連邦は、その外交政策において、諸国民の権利および自由を尊重し、国際法の一般に認められた諸原則および諸規範にしたがう。それは、全人類的価値に基づきおく全般的で公正な平和を追求し、すべての国と緊密で実務的かつ互恵の協力をおこなう。ロシア連邦は、グローバルな問題の解決に積極的に協力する。

② 法の支配にもとづく国際的共同体の拡大を支持する立場から、ロシア連邦は、国際組織、集団安全保障システム、複数国家間の組織に加入することができる。

第 1.12 条 憲法体制の諸原則の安定性

ロシア連邦の憲法体制の諸原則は、全ロシアのレフェレンダムによってのみ変更することができる。

第 2-1 章 総則

第 2.1.1 条

- ① 人の権利および自由は、生れながらにして固有のものである。
- ② 何人も、人のいかなる権利または自由を奪い、この憲法および法律によらずしてその権利を制限することはできない。
- ③ 特定の権利および自由を憲法または法律に列挙することによって、その他の人の権利および自由を軽んずることはできない。

第 2.1.2 条

市民の権利、自由および義務は、この憲法および法律によってのみ制定または変更することができる。市民の法律上の権利および自由を軽んじ、または制限するような下位法規は法的効力をもたない。

第 2.1.3 条

- ① ロシア連邦の市民は、その領土内において、人種、民族的帰属、言語、社会的地位または財産状態もしくは職業上の地位、居住地、宗教に対する態度、信条、政党帰属の別、または以前の刑罰の有無にかかわらず、平等の権利および自由を保証される。
- ② 男性と女性は、権利と自由において平等である。

第 2.1.4 条

権利および自由は、他人の法的利益もしくは権利を侵害して行使することはできず、現行憲法体制の暴力的な変更および宗教的、社会的、階級的もしくは民族的不寛容の扇動、ならびに戦争宣伝を目的として、これを行使することはできない。

第 2-2 章 国籍

第 2.2.1 条

- ① ロシア連邦の国籍は、法律にしたがってこれを取得し、保持し、喪失する。
- ② ロシア連邦の国籍の剥奪および市民の国外追放は、これを禁止する。

第 2.2.2 条

ロシア連邦の市民には、連邦の領土内および国外において、保護され、庇護される。

第 2.2.3 条

- ① ロシア連邦の国籍は、それがロシア連邦の国際的義務と一致する場合には、人が同時に他の国家の市民であることを排除しない。
- ② ロシア連邦の領土内に住んでいるがこの国の市民ではない者は、ロシア連邦の憲法、法律および国際条約に定めるすべての権利および自由を享受し、すべての義務をおう。ただし、ロシア連邦の法律および国際条約に別段の定めがある場合をのぞく。

第 2-3 章 市民的権利

第 2.3.1 条

- ① すべての人は、生存の権利をもつ。何人も恣意によって生命を奪われることはない。死刑は、きわめて重大な犯罪である加重条件つきの〔再犯の〕故意の殺人罪の場合に陪審裁判の判決によってのみ宣告することができる。
- ② すべての死刑宣告者は、特赦を願い出る権利をもつ。大赦、特赦または死刑判決の変

更は、すべての場合において死刑を免ずることができる。

③ ロシア連邦は、社会における必要な条件の整備に応じて、死刑の完全廃止をめざす。

第 2.3.2 条

ロシア連邦においては、私生活または家族生活への干渉は禁止される。すべての人は、国家、社会または私人からの個人および家族の生活に対する恣意的な干渉、ならびに通信、電話およびその他の情報の秘密またはその名誉もしくは名声に対する侵害から保護される権利をもつ。本人の同意なき個人情報の収集、保管および利用は、直接に法律が定める場合にその手続にしたがってのみ許される。

第 2.3.3 条

① すべての人は、人身の自由および不可侵の権利をもつ。被疑者の逮捕または勾留は、裁判所の決定にもとづく場合にのみ許される。

② 何人も、拷問または残酷なあるいは人間的尊厳を傷つけるような待遇および刑罰を受け、また本人の合意なく医療または学術による拷問をうけることはない。

第 2.3.4 条

① 住居は、不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居の捜査および検査をおこない、法律に定める場合にその手続による以外に住居の不可侵を侵害する権利をもたない。

② 捜査令状は、裁判所の決定に基づいて発行される。

第 2.3.5 条

① ロシア連邦の市民は、連邦の国内における移転および居住地選択の自由、ならびにロシア連邦を出国し、または帰国する権利をもつ。

② 移転の自由の制限は、地域の特定にかんしてはロシア連邦議会の決定、個人の特定については裁判所の決定または判決によってのみこれを定めることができる。

第 2.3.6 条

① すべての人は、言論の自由、信条の自由およびその自由な表明に対する権利をもつ。何人も、その信条の表明を強制されることはない。

② 信条の自由は、任意の情報を自己の選択する任意の方法によって探索し、入手し、普及する権利をふくむ。

③ 法律は、個人もしくは家族の秘密または職業秘密、商業秘密もしくは国家秘密を理由とするこれらの権利の行使を制限する条件を定める。

第 2.3.7 条

国家機関、社会団体およびそれらの役職者は、すべての人にその権利および利益にかかる文書、決定およびその他のデータを知る機会を保障しなければならない。

第 2.3.8 条

良心、信仰および宗教活動の自由は、人の奪うことのできない権利である。

第 2.3.9 条

① すべての人は、民族自決の自由、すなわち自己の民族を決定する権利、および自己の民族的帰属について知り、民族[ナツイア]の伝統的な自称を用いる権利、あるいはそのようなつながりを断つ権利を保障される。

② 何人も、民族的帰属の決定またはその表記を強制されることはない。

第 2-4 章 政治的権利

第 2.4.1 条

ロシア連邦市民は、社会と国家の事業の管理に直接にまたはその自由に選挙による代表をとおして参加する権利をもつ。この参加は、自治（自主管理）の発展、地域または全人民のレフェレンдумおよび広範な社会的コントロールのもとでの国家権力機関の民主的形成によって保障される。

第 2.4.2 条

集会、大衆集会、ピケット、街頭行進およびデモンストレーションは、当局に事前の通知を行うという条件を満たせば、これを保障される。これらの実施に対する禁止は、連邦の法律に定めがある場合にのみ許され、[禁止の場合には] 裁判手続きで争うことができる。

第 2.4.3 条

政党、労働組合およびその他の社会団体の結成を含む結社の自由は、連邦法の枠内で事前に当局に通知をおこなうという条件を満たせば、これを保障される。社会団体の結成の禁止またはその解散は、裁判所の決定にもとづく場合にのみ許される。政治的目的を追求する武装団体の結成は、許されない。

第 2.4.4 条

すべての人は、国家機関に個人的または集団的な請願をおこなう権利をもつ。合法的に提出された請願は、国家機関に対しその検討を義務づけ、法律が定める場合にはしかるべき決定を採択することを義務づける。提出された請願の検討を拒否する場合は、文書でもってその理由を説明しなければならない。

第 2.4.5 条

市民は、国家的な職務（ポスト）に従事する平等の権利をもつ。国家勤務員の職の候補者に対して提示される要請は、職務上の義務にかかわるもののみである。

第 2-5 章 社会的、経済的および文化的権利

第 2.5.1 条

すべての人は、財産の占有、使用および処分の権利をふくむ所有権をもつ。

第 2.5.2 条

- ① すべての人は、労働に対する権利、すなわち自分の労働の能力を自由に処分し、その職業教育にしたがって職業、職種および職場を自由に選択する権利をもつ。
- ② 強制労働は、禁止される。もっぱら軍事目的のために軍勤務員によって遂行される労働または職務、裁判所の判決によるいずれかの人に要請される労働または職務、あるいは非常事態法によって要請される労働または職務は、強制労働とはみなされない。

第 2.5.3 条

ロシア連邦は、すべての人に対し、いかなる差別もなく、法律の定める最低基準を満たす、平等の価値をもつ労働に対する公正かつ平等な報酬の保障を含む公正で適格な労働条件、安全および衛生の要請に応える労働条件、すべての人にとって同一の、もっぱ

ら勤続期間、労働結果、労働の能力および資格に基づいてのみ昇進の機会があたえられる権利を保証する。

第 2.5.4 条

労働時間の最長限度、週休の最低基準、年次有給休暇の最低基準およびその他雇用にともなう休息または労働の社会的保証に対する権利行使する際の社会的に意義のある条件は、連邦法にこれを定める。

第 2.5.5 条

① すべての人は、国家の教育機関のシステムにおいて無償の初等教育を保障される。初等教育は、普通教育である。それより上級の教育が奨励され、各人はその能力に基づいてさまざまな形態の教育をうけることができる。

② 組織または私は、その教育機関の施設および活動が法律の要請するところに合致する場合、教育機関を設立しそれを指導する権利をもつ。

第 2.5.6 条

ロシア連邦の市民は、質の高い無料または有料の医療サービスを受ける権利をもつ。この権利の行使にかんする手続き、法律にこれを定める。

第 2.5.7 条

ロシア連邦の市民は、老齢、病気、身体障害の場合または稼ぎ手を失った場合に、物資的保障をうける権利をもつ。この権利の実現にかんする手続は、法律にこれを定める。

第 2.5.8 条

ロシア連邦は、すべての人に対し文化的生活に参加し、科学の進歩とその実際への応用の結果を利用する権利、ならびに芸術、科学および技術上の創造の自由に対する権利を認める。科学・技術の創造、芸術、文学および文化的な活動の分野における市民の著作権および法的利益は、法律によって保護される。

第 2-6 章 人の権利および自由の保証

第 2.6.1 条

ロシア連邦は、この憲法または連邦のその他の法律に定めるすべての権利および自由の裁判による保護を保証する。市民の権利を侵害する、役職者、国家機関または社会団体のあらゆる決定および行為は、これを裁判所に提訴することができる。

第 2.6.2 条

- ① すべての人は、裁判所の前に平等である。
- ② 何人も、法律の定める根拠または裁判所の判決によらずして犯罪行使の罪を問われることはない。
- ③ すべての刑事犯罪の被疑者・被告人は、法律にしたがい、権限ある独立した公正な裁判所によって有罪とされないかぎり、無罪とみなされる。
- ④ なんらかの犯罪で有罪の刑を受けたすべてのものは、法律の定める手続により、上級の裁判所による判決の再審理を求める権利をもつ。
- ⑤ 何人も、ひとつまたはそれ以上の法律違反に対しその責任を二度問われることはなく、ロシア連邦の法律にしたがってすでに最終的に有罪判決を受けまたは無罪とされた犯罪にかんし再び裁判を受けまたは処罰されることはない。

⑥ 違法な手段によってえた証拠は、法的効果をもたないものとみなされる。

第 2.6.3 条

すべての逮捕者または拘留者は、逮捕または拘留のときから弁護士（防御人）の援助をうける権利をもつ。

第 2.6.4 条

何人も、本人、夫（妻）および近親者に不利な証言を強制されない。宗教団体の精神的指導者は、かれに対し信頼を示すその宗派の信徒に不利な証言を強制されない。

第 2.6.5 条

① 市民の地位を危うくする法律は、遡及効をもたない。何人も、その行為の時に法律違反とされない行為について責任を問われることはない。法律違反行為の後にその行為に対する責任が免除されまたは軽減された場合は、新しい法律が適用される。

② 何人も、法律に定められた手続きで公表されず、ロシア連邦のあらゆる市民が知ることができない法律によって、有罪を宣告され、刑罰を受けることはない。

第 2.6.6 条

ロシア連邦の市民は、資格のある法律的援助を利用する権利をもつ。市民に必要な資金がない場合、国家の資金により無償で法律的援助が提供される。

第 2.6.7 条

ロシア連邦の市民は、国家機関およびその公務員〔役職者〕の職務遂行の際の違法行為に起因する財産上の損害または人格的もしくは道徳的な損害を国家によって補償される権利をもつ。

第 2.6.8 条

① 人の権利および自由、その実現の条件に対する監督は、議会人権問題全権がこれをおこなう。

② 人権問題全権は、ロシア連邦議会によって任命され、それに対し報告義務を負い、議会の不逮捕特権をもつ。その権限行使の範囲および手続は、法律によりこれを定める。

第 2.6.9 条

市民の権利および自由の一時的な制限は、この憲法および法律に定める手続により、その範囲内で、戒厳令または非常事態が導入された場合にのみ許される。

第 2-7 章 市民の義務

第 2.7.1 条

ロシア連邦の市民は、共和国の憲法、法律を順守し、他の人々の権利、自由および名誉を尊重する義務をおう。

第 2.7.2 条

ロシア連邦の市民は、自然を保護する義務をおう。定められた自然保護規範の違反は、法律により責任を問われる。

第 2.7.3 条

ロシア連邦の市民は、法律の定める手続とその程度にしたがい、国税を払う義務をおう。

第 2.7.4 条

ロシア連邦の市民は、外国の攻撃から国を防衛する義務をおう。ロシア連邦の市民の兵役またはその代替的な市民的役務への徵集手続は、法律によってこれを定める。

第 2.7.5 条

第 2.7.1、2.7.2、2.7.3 条に規定する義務は、法律の定める範囲で、ロシア連邦の領土内にあるすべての人に適用される。

第 3 部 市民社会

第 3-1 章 所有、労働、企業活動

第 3.1.1 条

① 所有権者であるという奪われることのない自然的権利は、個人の利益と自由の実現の保証であり、道徳的、合理的な財産の利用を前提とする。

② 所有権者は、自己の裁量により、自分に属する財産を占有し、使用し、処分する。財産の使用は、市民の権利、自由および尊厳ならびに社会的富に損害をもたらすものであつてならない。

第 3.1.2 条

所有権は、不可侵である。妥当なかつ裏づけのある社会的な必要性を理由とする財産の強制収用は、法律に定める条件と手続を順守し、適時の完全な補償をともなう場合にのみ許される。<別案：等価の収入を保障する事前の完全な補償をともなう>

第 3.1.3 条

① 財産は、市民およびその団体の私的所有、または国家的所有のもとにおくことができる。すべての所有権者は、法律的に同権であり、等しく法律の保護をうける。

<別案：

② 土地に対する私的所有（個人的および集団の）は、法律において明確に確認された原則の範囲内でその根拠に基づいて、これを許される。ただし、次の場合をのぞく。

- 1) 土地区画の投機
- 2) 特定の所有権者の手に土地財産が極端に集中すること
- 3) 土地の肥沃度および環境に回復不可能な損害をもたらす土地の乱掘または適格性を欠く耕作>

第 3.1.4 条

市民および法人は平等の基準に基づいて所有権をうる。

第 3.1.5 条

法律により、特定の形態の財産および経済活動に対し、連邦または民族的もしくは地域的な構成単位の排他的権利を設定することができる。

第 3.1.6 条

労働者の経済的利益の擁護、労働条件の保護および改善のために、労働団体（労働組合）が、自由に設立される。労働団体は、その成員を代表し、両当事者にとって義務的効力をもつ集団的労働協約を締結することができる。労働団体は、すべての労働者を代表する独占的権利をもつことはできない。国家および使用者の労働団体に対する義務は、

法律によってこれを定める。

第 3.1.7 条

- ① 労働者と使用者のあいだの個人的または集団的な労働紛争の解決は、法律によってこれを規制する。
- ② ストライキの権利はこれを認める＜別案：政治的ストライキをふくむ＞。この権利の例外、ならびにストライキ実施の条件および手続は、法律によってこれを定める。

第 3.1.8 条

- ① 企業活動の自由は、法律によってこれを認め、保証する。
- ② 企業活動の権利は、私人もしくはその団体、国有企業および地方自治機関の企業に対するこれを認める。
- ③ 国家は、契約を自由に締結し、その契約にかかる紛争を裁判所で争う権利を保証する。契約締結の強制はこれを禁ずる。
- ④ 企業活動の手続きおよび形態、企業家同盟の設立および活動、企業家の国家機関または地方自治機関に対する義務は、法律によってこれを定める。

第 3.1.9 条

社会および国家は、消費者の権利を擁護する。

第 3.1.10 条

- ① 誠実な実務的活動と相いれず、自由な競争の除去もしくは重大な制限、または不当な特典をもたらす企業活動または商業活動は、法律によりこれを告発する。
- ② 消費者または企業家の利益に損害をあたえる不誠実な競争、価額協定、虚偽のあるいは誤解させるような広告は、これを禁止する。
- ③ 競争の禁止、制限もしくは除去を目的とし、またはそのような結果をもたらし、市場において支配的地位を濫用する独占的な活動は、これを禁止する。

第 3.1.11 条

外国の組織または市民は、ロシア連邦の領土内において、法律の定める条件で企業活動をおこなうことが許される。

第 3-2 章 婚姻および家族

第 3.2.1 条

家族は、社会の自然的な細胞である。社会と国家は、家族および母子を保護する。

第 3.2.2 条

男性と女性は、人種、膚の色、民族、宗教、社会的地位または財産状態のいかんにかかわらず、結婚し、家族をつくる平等の権利をもつ。

第 3.2.3 条

- ① 婚姻は、結婚する両当事者の自由かつ完全な同意があり、両者が同権である場合にのみ、成立する。
- ② 婚姻の形態、婚姻契約締結の可能性および手続、婚姻可能年齢および結婚するためのその他の条件、夫婦の権利および義務、婚姻解消の事由および手續、ならびにその停止〔離

婚】の結果は、法律によってこれを定める。

第 3.2.4 条

- ① すべての子どもは、親の出身および身分のいかんをとわず、法律の前に平等である。
- ② 登録結婚外に生れた子どもは、登録結婚により生れた子どもと同等の権利を享受する。

第 3.2.5 条

- ① 親は、結婚によりまたは婚姻外に生れた子どもが成人に達するまでその子どもを扶養しなければならない。親は、その子どもを養育する第 1 義的責任をおう。
- ② 孤児および親の後見を失った子どもの扶養、教育および養育にかんしてあらゆる配慮をすることは、国家および社会全体の任務である。国家は、これらの子どもに対する慈善事業を奨励し、援助する。

第 3.2.6 条

未成年の子どもの親またはその後見人は、自己の信条にしたがって、一般に承認された規範に反しない範囲で養育および初等教育の形態および性格を自由に選択する。 <別案：自己の信条にしたがって子どもを養育する・・・>

第 3.2.7 条

成人した子どもは、自分の親の世話をしなければならない。この義務を履行する条件および手続は、法律によりこれを定める。

第 3-3 章 学術、教育、養育および文化

第 3.3.1 条

文化、学術、研究および教育は自由である。知的および精神的領域における複数主義は、これを保障する。

第 3.3.2 条

教育は、他人の尊厳、権利および自由を尊重する自由で道徳的な人格としての人間の形成を目的とする。教育は、すべての人に社会の教養のある文化的な成員となる機会を与えることを使命とする。

第 3.3.3 条

① 養育をおこなう施設および人は、社会のさまざまの民族的[エスニック]、社会的、宗教的な集団のあいあだの、または世界のすべての諸国民のあいだの寛容、相互理解および協力の承認を促進するものでなければならない。

② 養育は、市民に対して、自然的および文化的な環境の保全に対する責任感を育てるものでなければならない。

第 3.3.4 条

国家的な養育および教育のシステムは、非宗教的性格をもつ。

第 3.3.5 条

律がこれを定める。

第 3.3.6 条

団体または私は、その施設の機構および活動が法律の要請にしたがう場合、養育施設を設立し、これを指導する権利をもつ。

第 3.3.7 条

社会および国家は、知的、文化的および芸術的な遺産を維持し、保護し、文化的、学術的創造を奨励し、文化および学術の成果の普及を促進し、市民が文化的生活に参加しましたは学術および文化活動の結果を利用する機会を保障する。

＜別案：ロシア連邦は、立法および財政をつうじて、民族的な財産である文化的価値の維持およびその増大を保障する義務を自らに負う。ロシア連邦の諸民族の文化の発展を促進する団体および市民の活動の条件は、法律によってこれを定める。＞

第 3.3.8 条

① 文化および学術の機関（施設）は、組織および活動の自立の権利をもつ。この自立権の行使の形態、手続および原則は、法律によってこれを定める。

② 社会および国家は、基礎的な学術研究の発展を保障する。

第 3.3.9 条

社会および国家は、学術、文化、養育および教育の領域における国際交流の拡大および発展を促進する。

第 3-4 章 マスメディア

第 3.4.1 条

① マスメディアは、自由である。検閲は、これを禁止する。

② マスメディアは、憲法および法律の規範を侵害する場合はその責任を問われる。

第 3.4.2 条

国家的なまたは非国家的なマスメディアの存在が認められ、同等に保証される。その設立の手続きおよび法的地位は、法律によってこれを定める。

第 3.4.3 条

政党およびその他の市民の社会団体は、平等の根拠に基づいて、法律の定める規模と手続において、国営のラジオおよびテレビ放送を利用する権利をもつ。

第 3.4.4 条

国家、社会団体、政党、その他の集団または特定の個人によるマスメディアの独占は、これを禁止する。

第 3-5 章 宗教および宗教団体

第 3.5.1 条

宗教および宗教団体は、国家から自由である。

第 3.5.2 条

さまざまの信仰〔宗教〕の信者およびその団体は、法の前に平等である。法律は、これらの宗教と国家の関係にかんする手続を定める。国家は、いかなる宗教または無神論にも特別待遇をあたえることはできない。

第 3.5.3 条

法律の定める手続によって登録された宗教団体は、法人格をもつことができる。この宗教団体は、独立して、その内部的事項を管理し、その保有する施設、その他の財産および

フォンドを使用する。

第 3-6 章 政党およびその他の社会団体

第 3.6.1 条

政党またはその他の社会団体は、市民がその権利、自由および法的利益の共同の実現のためにこれを設立する。このような団体設立には特別の許可を必要としない。

第 3.6.2 条

法人としての社会団体の登録手続は、法律によってこれを定める。政党およびその他の社会団体の登録の拒否、解散または活動の停止は、裁判所の決定がある場合にのみこれをおこなうことができる。

第 3.6.3 条

- ① 政党およびその他の社会団体は、成員の自発性および自治に基づいて活動する。
- ② 政党およびその他の社会団体は、その活動を自由におこなう。その活動の制限は、法律に基づいて裁判所のみがこれをおこなう。

第 3.6.4 条

例外手続として、必要ある場合に法律の定める範囲内で、民主的に組織される会議、同盟、参事会およびその他の団体を拘束メンバー制の形で設立することができる。これらの団体は、それによって代表される特定の国家的権限を行使し、その成員は、法律によって定められた一定の財政上その他の義務を負う。

第 3.6.5 条

- ① 政党は、社会の政治的意図の形成および表現を援助し、選挙に参加し、もっぱら民主的で法的な手段によってのみ国家の政策に影響をあたえる。
- ② 政党的活動が反憲法的であるかどうかは、憲法裁判所がこれを判断する。

第 3.6.6 条

政党は、自己の資金の財源について公表しなければならない。政党の結成条件、財政および財政報告の規則、ならびにその活動の制限、停止または禁止の手続は、法律によってこれを定める。

第 3.6.7 条

一党制の政治システムの成立をもたらすような国家機関、政党およびその他の社会団体のアクトおよび行為は、反憲法的である。

第 4 部 連邦機構

第 4-1 章 ロシア連邦の構成と領土

第 4.1.1 条

ロシア連邦は、憲法的・法的地位をもつ同権の共和国の民族的および地域的な国家的構成単位ならびに連邦管轄領からなる。

第 4.1.2 条

ロシア連邦に加入する共和国および連邦の領土は、独立してその名称を選ぶ。共和国は、その首都を決定し、連邦管轄領はその行政的センターを決定する。

第 4.1.3 条

① ロシア連邦の領土は、単一であり、共和国の領土および連邦管轄領からなる。ロシア連邦の領土の変更は、全ロシア的なレフェレンダムによって表現される連邦の同意を必要とする。

② ロシア連邦の国境線の変更にかんする国際条約は、共通の手続で批准される。

第 4.1.4. 条

この憲法を承認するあらゆる国家は、その国家とロシア連邦との条約にしたがってロシア連邦の構成員となることができる。

第 4.1.5 条

① ロシア連邦の構成員となる共和国と連邦管轄領の境界は、この憲法および連邦法が定める手続きによって変更することができる。

② 共和国間の境界は、その住民の同意なく変更することはできない。共和国と連邦管轄領の境界は、ロシア連邦と当該共和国の間の条約によって変更することができる。条約は、その帰属が変更される地域において行われるレフェレンダムの結果を考慮して締結される。

③ 共和国および連邦管轄領の一部あるいは共和国および連邦管轄領の特定の地域の住民または自らの自決権を実現するまとまって居住する諸民族は、この憲法または連邦法の定める手続により新しい共和国または連邦管轄領を形成することができる。

④ 連邦法が定める有権者または地方の代表制機関のイニシャティヴにより、連邦議会は、利害関係にある共和国の議会との協議の後に、当該地域のレフェレンダムを決定する。選挙人の過半数がこのイニシャティヴを支持した全地域において、連邦法によって、新しい共和国または新しい連邦管轄領が形成される。

⑤ 共和国と連邦管轄領の境界の変更手続は、連邦法によってこれを定める。

第 4.1.6 条

① 連邦管轄領は、ロシア連邦憲法が定める機能を独立して遂行する能力がある場合、共和国の地位をえ、連邦の機関および施設の構成に参加することができる。

② 連邦管轄領の代表制機関は、その永住者のあいだでレフェレンダムを実施する。共和国の地位の獲得に対してその過半数の賛成がある場合、連邦管轄領の代表制機関は、ロシア連邦憲法改正のための審議手続きにより決定を採択する連邦議会にしかるべき提案をおこなう。

(2) 連邦管轄領の共和国への再編を連邦議会が拒否した場合は、この問題の再発議は、連邦議会の決定採択の日から 5 年の後にこれをおこなうことができる。

③ 連邦管轄領の共和国の地位の獲得にかんする連邦法は、新憲法の採択、新しい共和国の国家機関の設置、およびその連邦機関への代表の参加にかんする手続によってこれを定める。

④ 共和国は、レフェレンダムの実施の後にロシア連邦としかるべき条約を締結して、これを連邦管轄領に再編することができる。

第4-2章 ロシア連邦、共和国および連邦のセンターの権限

第4.2.1条

ロシア連邦における国家権力の権限は、この憲法にしたがって連邦および共和国の間でこれを配分する。

第4.2.2条

ロシア連邦の排他的管轄には、次の事項が属する。

- 1) ロシア連邦の国籍の法的規制
- 2) 全ロシア市場の統一の保障、所有諸関係、経済活動の原則の法的規制、土地、地下資源、天然エネルギー資源、大気圏および水圏の管理手続き、外貨管理および貨幣流通、通貨発行
- 3) 連邦予算、連邦税、連邦予備フォンド・システム
- 4) 対外政策および国際関係
- 5) 関税事務、国境警備および領海警備、隣接する経済水域および大陸棚
- 6) 刑事、民事、労働、経済および手続き法の諸原則、連邦に定める犯罪につき有罪を宣告された者の大赦および特赦、ロシア連邦の国内関係における抵触法
- 7) 防衛および軍、保安の職務、連邦警察
- 8) 有毒物資および麻薬弾薬兵器の製造および使用手続
- 9) 連邦エネルギー・システム、原子力エネルギー、核分裂物質、連邦の輸送、交通および通信路、宇宙事業
- 10) 度量衡の規格、標準時間の算定、公式統計と公式簿記
- 11) ロシア連邦憲法により連邦国家機関の管轄事項とされるその他の問題

第4.2.3条

- ① ロシア連邦および共和国の共通の管轄には、次の事項が属する。
 - 1) 人および市民の権利の保障、適法性および法秩序の保障、犯罪との闘争
 - 2) 刑事、民事、労働、行政、経済および手続立法、著作権、特許権および出版の権利の保護、工業および知的所有権の法的保護
 - 3) 全連邦的意義をもつ資源
 - 4) 学術および文化、初等教育にかんする要請
 - 5) 保健および国家的社会保障
 - 6) 環境および歴史・文化記念物の保護
 - 7) 連邦の排他的権限に属するもの以外の国際交流
 - 8) 後進地方の社会・経済発展に対する協力
 - 9) 移住手続
 - 10) 検疫および自然災害との闘争
 - 11) 共和国の国籍、外国人および無国籍者の在住および長期滞在のレジーム
 - 12) 国家の職務
 - 13) 国語
- ② 共和国の共同管轄の領域において、連邦法に反しない規範的アクトを公布し、その相

互間の条約を締結することができる。

第 4.2.4 条

ロシア連邦、共和国および連邦管轄領は、少数民族に対し、その古くからの居住環境を保障し、民族、経済、文化および言語の再生のための条件を整備する。

第 4.2.5 条

- ① ロシア共和国の権限の領域にある法律およびその他の規範的アクトは、連邦の国家機関により、または全ロシア的なレフェレンダムによってのみ採択される。
- ② 共和国の領土において、ロシア連邦の法律およびその他の規範的アクトは、連邦および共和国の国家機関によってこれを執行する。

第 4.2.6 条

- ① ロシア連邦に加入する共和国は、憲法を採択し、法律を公布し、自らの国家機関のシステムを形成する。共和国の憲法および法律は、ロシア連邦憲法に違反することはできない。
- ② 連邦管轄領は、ロシア連邦および連邦管轄領にかんする法律によって、これを管理する。

第 4.2.7 条

- ① 共和国は、その国内事項の管理において独立である。共和国の権限は、ロシア連邦憲法により連邦の管轄に属さないとされる国家権力のすべての権限をふくむ。共和国は、ロシア連邦憲法の定める範囲と形態において、連邦権限の実現に参加する。
- ② 共和国は、自らの権限の範囲において、他の国家または国際組織と関係を取り結ぶことができる。この関係は、ロシア連邦、それを構成する共和国および連邦管轄領の法的利益に損害をもたらすものであってはならない。
- ③ ロシア連邦は、共和国の排他的管轄の領域における法律または規範的アクトを公布する権利をもたない。

第 4.2.8 条

共和国は、ロシア連邦との合意により、その権限のうち一定部分を恒久的にまたは一時的に連邦権限に委譲することができる。ロシア連邦は、共和国との合意により、連邦権限のうち一定部分を恒久的にまたは一時的に共和国の権限に委譲することができる。権限の委譲は、必要ある場合、一定の物質的保障をともなう。

第 4.2.9 条

- ① 連邦管轄領は、直接にロシア連邦に従属する。ロシア連邦は、連邦管轄領の発展にかかるして配慮する。
- ② 連邦管轄領は、法律の枠内で自決権をもつ。

第 4.2.10 条

共和国および連邦管轄領は、ロシア連邦議会における立法発議権をもつ。

第 4.2.11 条

共和国および連邦管轄領は、その権限の範囲内で、ロシア連邦ならびにそれを構成する共和国および連邦管轄領の法的利益に損害をあたえない相互間の条約を締結することができる。

第 4.2.12 条

共和国および連邦管轄領の権力機関が発する法的文書は、ロシア連邦の全土でその効力あるものと認められる。

第 4. 2. 13 条

この憲法の諸規定は、連邦の諸主体のあいだの国家間関係の発展のための基礎である。

第 4-3 章 ロシア連邦および共和国の国籍

第 4. 3. 1 条

ロシア連邦においては、連邦国籍が設定される。

第 4. 3. 2 条

すべての共和国は、自己の国籍を制定することができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。

第 4. 3. 3 条

共和国および連邦管轄領は、ロシア連邦の国籍を保有することに発する権利および自由を制限することはできない。

第 4-4 章 言語

第 4. 4. 1 条

ロシア連邦の共通国語は、ロシア語である。ロシア語は、すべての国家機関で使用される。

第 4. 4. 2 条

すべての共和国および連邦管轄領は、共通国語とともにその施設で使用される独自の国語を独立して定めることができる。

第 4. 4. 3 条

すべての市民は、国家の機関および施設において、必要ある場合に、いずれかの国語または共通国語への通訳を保障される。

第 4-5 章 ロシア連邦、共和国および連邦管轄地域の相互責任

第 4. 5. 1 条

共和国または連邦管轄地域が、ロシア連邦憲法または連邦法に違反し、連邦全体の正常な生活活動にとって重大な障害が生れる場合、ロシア連邦議会は、憲法裁判所の決定の後に次のことをおこなうことができる。

- 1) 共和国または連邦管轄地域に対し、ロシア連邦憲法および連邦法の侵害の結果に起因する損害を賠償させる。
- 2) 必要ある場合、この憲法の第 5.11 章に定める措置をとる。

第 4. 5. 2 条

共和国または連邦管轄地域に対しロシア連邦の機関が違法な行為によってあたえた損害は、ロシア連邦憲法裁判所の決定により連邦予算からこれを賠償する。

第 5 部 国家権力のシステム

第 5-1 章 国家の目的および任務

第 5.1.1 条

国家は、社会の公的な代表であり、国家の機関および制度をとおして社会の意思を表現する。国家、その機関および制度ならびに役職者は、市民および社会に対して責任を負う。

第 5.1.2 条

国家は次の義務を負う。

→ロシア連邦の主権、独立および領土保全を擁護する。

→人および市民の権利を保護し、保証する。

→民主的憲法体制、適法性および法秩序を維持する。

→市民の自由な経済的イニシアティヴおよび実効的な社会的保護を発展させる政策を策定し、実現する。

A案 [仮題：大統領-執行権力の長]

第 5-2 A 章 ロシア連邦議会（最高会議）

第 5.2.1A 条

① ロシア連邦議会（最高会議）は、唯一の立法権力機関である。

② 議会は、人民代表会議および連邦会議の二院からなる。

③ 両院は、四年に一度同時に選挙される。両院の任期は、これを短縮することはできない。

第 5.2.2A 条

① 人民代表会議は、ロシア連邦市民により普通、直接の選挙権に基づき秘密投票でこれにお

選挙する。院の議員定数および代表（選出）基準は、法律によって定める。

② 連邦会議は、各共和国の平等代表原則により市民がこれを選挙する。連邦直轄地域からの代表は、法律により定める。

③ 裁判所によって行為能力ないものとされた市民および裁判所の判決の執行により自由剥奪の刑罰をうけている者は、被選挙権を持たず、選挙に参加することもできない。

④ 議会の選挙は、四年に一度、三月の第二日曜日におこなわれる。

⑤ 議会の両院の選挙手続きは、連邦の法律によってこれを定める。

第 5.2.3A 条

ロシア連邦議会は、次のことをおこなう。

- 1) 連邦の管轄に属する問題にかんする法律を制定する。
- 2) 連邦国家予算を審議し承認し、連邦の税金および義務的手数料を定め、連邦国債または連邦の経済的もしくはその他の援助にかんする決定をおこなう。
- 3) 内外政策の基本方向を定め、戦略的プログラムを承認する。
- 4) 人権問題議会全権代理を選挙し、罷免する。
- 5) 大統領に提案に基づいて、憲法裁判所所长および裁判官、最高裁判所所长および裁判官を任命する。

6) 大統領による大臣、大使およびその他連邦法に定める上級国家公務員〔役職者〕の任命に同意をあたえる。

7) 憲法の定める場合にその手続にしたがい、大統領、副大統領、憲法裁判所の所長および裁判官、ならびに最高裁判所の所長および裁判官を解任し、連邦法の定める場合、国家のその他の高職にある公務員を解職する。

8) 国際条約を批准し、廃棄通告をする。

9) 総動員または部分的動員を宣言し、非常事態を導入したまはそれに相当する大統領令を承認し、ロシア連邦への軍事攻撃があった場合または侵略からの相互防衛という条約上の義務を履行する必要がある場合に戦争状態を宣言し、非常事態のもとでまたは国際的義務を履行する場合に、軍定数の使用を決定する。

10) 軍の階級称、外交官ランクおよびその他の特別の称号を定め、国家的な褒賞および名誉称号を定める。

11) 連邦大赦令を公布する。

12) 大統領との同意に基づいて、レフェレンダムの実施を決定する。

13) その他、憲法によって議会に委任されている権限を行使する。

第 5.2.4 A 条

議会の各院は、それぞれの議長および議長代理を選出する。

第 5.2.5 A 条

① 両院は、代議員により常設のまたは臨時の委員会および特別委員会を組織する。

② 委員会および特別委員会は、議会の立法またはその他のアクトの草案を準備し、議会の審議をおこない、ならびにその他の方法で議会の権限の行使を援助する。

第 5.2.6 A 条

① 議会は、常時活動する機関である。

② 議会の各院は、選挙のおこなわれた 30 日後の午前 10 時に最初の会議が招集される。

③ 各院がその議長を選出するまでは、その院の最古参の代議員が会議を運営する。

第 5.2.7 A 条

立法の発議権は、議会の代議員、大統領、憲法裁判所、最高裁判所、各共和国議会および議会人権問題全権に属する。

第 5.2.8 A 条

① 法案は、各院によってそれぞれの会議で審議され、採択される。法律の採択にかかわらない諸問題は、両院合同会議において決定することができる。戦争と平和の問題および非常事態の導入の決定については、両院合同会議が招集される。両院合同会議は、両院の議長が交替で議長をつとめる。

② 両院のあいだに不一致がある場合は、両院は対等の原則にしたがい協議委員会を設置する。協議委員会の提案は両院において審議され、両院のあいだの一致がない場合には、法案は否決されたものとみなされる。連邦国家予算案について両院が不一致の場合は、両院合同会議において出席代議員の多数決によってこの問題を決定する。

第 5.2.9 A 条

両院によって採択された法律は、大統領によって署名され、公布されなければならぬ

い。大統領は、15日以内に自己のコメントを付して再審議のために法律を議会に差し戻すことができる。再審議の後に法律が各院の3分の2以上の代議員の賛成で採択された場合、大統領は3日以内にこの法律に署名し、公布しなければならない。

第 5.2.10 A 条

両院の臨時会期は、当該の院の代議員総数の5分の1以上の要請、両院の議長の決定または大統領の提案がある場合に開催される。

第 5.2.11 A 条

議会およびその両院の活動手続きは、議会議事手続および両院議事手続に定める。

第 5.2.12 A 条

- ① 議会の代議員は、両院のいずれか一方にのみ属することができる。
- ② 議会の代議員は、所定の報酬および経費の弁済をうける。代議員は、他の正規の報酬をうけとり、議会外の職につき、またはあらゆる他の代表制機関の代議員となることはできない。

第 5.2.13 A 条

- ① 議会の代議員は人民の全権代表であり、その活動においては人民の利益によって指導される。
- ② すべての国家的および社会的諸機関ならびに役職者〔公務員〕は、議会の代議員に対してその権利および義務が自由かつ効率的に実現できるように条件を保障しなければならない。
- ③ 代議員は、その職務を行使するために必要な情報をあらゆる役職者に要求する権利をもつ。

第 5.2.14 A 条

- ① 代議員は、議会または議会外での代議員としての活動における自己の発言に対し責任を問われることはない。
- ② 代議員は、不逮捕特権をもつ。代議員は、院の同意なく逮捕され、または裁判手続によって課せられる刑事的もしくは行政的責任を問われることはない。

第 5.2.15 A 条

議会の代議員の法的地位、すなわちその権利および義務ならびにその保証は、連邦の法律によって定める。

第 5-3 A 章 ロシア連邦大統領

第 5.3.1 A 条

ロシア連邦の執行権力は、大統領がこれを統轄する。

第 5.3.2 A 条

- ① 大統領は、4年の任期で、ロシア連邦市民により、普通・直接選挙で秘密投票によって選挙される。大統領選挙は、議会の選挙と同時におこなわれる。
- ② 大統領になることができるのは、35歳以上の選挙権を有するロシア連邦市民である。何人も2期を越えて大統領の職に選挙されることはできない。何人も、2年を越えて大統領

の代理をつとめた場合は、大統領の職に2期以上選挙されることはできない。

③ 100万人以上の選挙人の支持をえた者が、大統領の候補者として登録される。

第 5.3.3 A 条

① 大統領の選挙は、登録された選挙人総数の半数以上が参加した場合に成立したものとなれる。

② 投票に参加した選挙人の過半数の支持をえた候補者が、当選したものとされる。

③ 第1回目の投票でどの候補者も所定の得票をえられなかった場合は、第1回投票で上位の得票をえ、かつ立候補を辞退しないふたりの大統領候補者によって第2回投票が行われる。第2回投票において多数をえた者が当選者となる。

第 5.3.4 A 条

大統領は、その就任に際し、ロシア連邦議会において憲法への忠誠を宣誓する。

第 5.3.5 A 条

大統領は、他のいかなる職務にもつくことはできず、いかなる代表制機関の代議員のもなることはできない。

第 5.3.6 A 条

大統領は、次の諸権限を行使する。

- 1) 国内的および国際的な事柄においてロシア連邦を代表する。
- 2) ロシア連邦政府を統轄し、憲法にしたがって連邦の執行権力機構を形成しそれを指導する。
- 3) 憲法裁判所の所長および裁判官、最高裁判所の所長および裁判官、その他の連邦の裁判所の所長および裁判官、ならびにロシア連邦検事総長の候補者を議会に提案する。
- 4) 議会の同意をえて、大臣、外交代表およびその他のロシア連邦の高級の公務員を連邦の権限の枠内で任命する。
- 5) 大臣の職または自らが任命した公務員を解任する。
- 6) 対外政策の実施を指導し、外交交渉をおこない、議会の承認をえてロシア連邦の国際条約を締結する。法律または批准された条約の枠内で、大統領は批准を必要としない国際協定を締結することができる。
- 7) ロシア連邦軍の最高司令官となる。議会の同意をえて、軍の最高司令部の職を任命し、解任する。軍隊の最高の称号を授与する。
- 8) 緊急の場合に、ロシア連邦またはその領土の一部に、3日以内に議会のその決定の事後承認をうることを条件に、非常事態を導入する。
- 9) ロシア連邦に対する攻撃の脅威がある場合、3日以内に議会の事後承認をうることを条件に、部分的動員または総動員にかんする決定をだし、ロシア連邦軍の高揚した戦闘準備体制への移行またはその他の必要な行動にかんする決定をおこなう。
- 10) ロシア連邦に対する攻撃があった場合に3日以内に議会の事後承認をうることを条件に軍事行動開始の処分をおこなう。
- 11) 予算案を議会の審議および承認のために提出する。
- 12) 議会およびその委員会または特別委員会の会議に参加する権利をもちし、議会の同意をえてレフェレンдумの実施を決定し、議会および国民への親書を発する。

- 13) ロシア連邦の領域内におけるすべての事件にかんして特赦の権利を行使する。
- 14) ロシア連邦の称号およびその他の表彰を授与し、名誉称号を授与する。
- 15) 法律にしたがって、ロシア連邦国籍〔市民権〕の取得および停止の問題を解決する。
- 16) ロシア連邦憲法および連邦の法律によって委任されたその他の権限を行使する。

第 5.3.7 A 条

大統領は、その権限を行使するために下位法令の性格をもつ命令および処分を公布する。

第 5.3.8 A 条

大統領が犯罪を犯した場合は、その職を解任することができる。そのような犯罪の有罪判決（告訴）に関連する〔別案：途外事実による〕大統領の解職問題の提起にかんする決定は、議会のいずれの院も3分の2以上の多数決により、これを採択することができる。この場合、事件は憲法裁判所に送致され、憲法裁判所は裁判官の3分の2以上の投票により採択される判断を下す。他の院は、憲法裁判所の有罪判決にかんする最終決定を承認する。大統領解職決定は、選挙された代議員の3分の2以上の賛成がある場合に再多雨されたものとみなされる。

第 5.3.9 A 条

- ① 大統領とともに4年の任期でロシア連邦副大統領が選ばれる。
- ② 副大統領の候補者は、大統領候補が決定する。大統領候補に対する投票が、同時に彼によって推薦された副大統領候補に対する投票を意味する。
- ③ 大統領の委任により、副大統領はその権限の一部を行使することができる。副大統領は、大統領が一時的にその職務権限を遂行する状態にない場合に、大統領の義務を履行する。この場合の副大統領の権限行使は3日以内に議会の承認をえなければならない。大統領が死去もしくは辞任し、またはその職務を遂行する能力を喪失した場合、ならびに解職された場合、副大統領は、自動的に新たな大統領選挙がおこなわれるまで大統領となる。
- ④ 副大統領が解任され、または死去もしくは辞任した場合、大統領は副大統領を任命する。任命された副大統領は、議会の両院の投票の過半数による承認の後にその職に従事する。
- ⑤ 副大統領は、他のいかなる職務にも従事することはできない。

第 5.3.10 A 条

連邦の省およびその他の連邦の国家行政機関は、連邦の法律によって設置され、廃止される。

B案〔仮題：議会に対して責任をうだ大統領〕

第 5-2 B 章 国家権力の最高機関

第 5.2.1 B 条

- ① ロシア連邦における国家権力の最後機関は、連邦大統領、連邦議会、連邦政府-ロシア連邦閣僚会議、最高裁等および憲法裁判所である。
- ② 前項の国家権力諸機関は、権力の分立と均衡の原理にしたがってその権限の範囲内で独立して活動し、連邦の憲法および法律に厳格にしたがって他の権力機関と相互に作用しあう。

第 5－3 B 章 ロシア連邦大統領

第 5.3.1 B 条

- ① ロシア連邦における国家権力の最高機関は、連邦大統領、連邦議会、連邦政府-ロシア連邦閣僚会議、最高裁判所および憲法裁判所である。
- ② 権力の分立および均衡の原理にしたがい、前項にあげたそれぞれの権力機関は、その権限の範囲内で自立してその機能を遂行し、連邦の憲法および法律に厳格にしたがって他の権力機関と相互に協力する。

第 5.3.2 B 条

大統領は、

- 1) ロシア連邦憲法の履行に対し責任をおい、
- 2) 内政および外交においてロシア連邦を代表し、
- 3) ロシア連邦軍の総司令官であり、
- 4) 議会内の会派の代表との協議のうえ、人民代議員会議に対し、この院の多数を構成するグループによって承認される連邦政府首班の候補者名簿を提出し、
- 5) 議会の同意をえて、憲法裁判所の長官および裁判官、ロシア連邦最高裁判所長官、最高裁判所の裁判官、連邦主席会計検査官、国立銀行理事會議長を任命し、軍の最高司令部を任命しましたは更迭し、
- 6) ロシア連邦憲法に定める場合に、政府の総辞職を受理し、
- 7) 連邦の権限の枠内でその他の公務員を任命しましたは更迭し、選挙された地方の連邦権力の代表を承認し、
- 8) 政府の提案により、外国および国際組織への外交代表を任命し、外国の外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 9) 法律にしたがって、ロシア連邦国籍の取得および取り消しの問題を解決し、
- 10) 議会が採択した法律に署名し、公布する。

第 5.3.3 B 条

大統領は、その権限に基づいて、

- 1) 議会の同意をえて全人民的レフェレンダムの実施を定め、
- 2) 議会に対しその採択した法律を再審議および最終決定のために送致し（拒否権）、
- 3) 自らのイニシアティヴにより、議会に対し政府の信任決議問題を提起し、
- 4) 連邦またはその特定地域において、3日以内に議会による決定の承認を条件に非常事態を導入し、
- 5) 3日以内の議会によるこれらの行動の事後的承認を条件として、連邦軍の総動員、士気の高い戦闘体制の準備、および連邦に対する攻撃の脅威がある場合のその他の必要な行動にかんする命令を公布し、
- 6) 3日以内の議会による事後的承認を条件として、連邦に対する攻撃がある場合に軍事行動の開始にかんする命令を公布し、
- 7) 政府の報告を聞き、政府に対し検討を義務づけた勧告をおこない、

- 8) ロシア連邦の勲章およびその他の勲功章を授与し、名誉称号を授与し、
- 9) 大赦をおこない、
- 10) 大統領フォンドの資金を処分し、
- 11) 議会と人民に対し教書を発する。大統領の教書は、議会において読み上げることを義務づけられ、人民に対するアピールは公式のマスメディアによって報道される。

第 5. 3. 4 B 条

- ① ロシア連邦大統領は、憲法に対する忠誠を宣言する。
- ② 大統領が故意によって憲法および法律に違反した場合、これを更迭することができる。大統領の更迭問題の提起にかんする決定は、議会のいずれかの院の 3 分の 2 以上の投票によって採択される。この場合、事案は最高裁判所に送致され、最高裁判所が判決を下す。最高裁判所の有罪判決にかんする最終的決定は、もう一方の院によって承認される。大統領の更迭の決定は、選挙された代議員の 3 分の 2 以上の賛成がある場合に採択されたものとされる。

第 5. 3. 5 B 条

連邦大統領の地位（人格）は不可侵であり、連邦法によって保護される。

第 5. 3. 6 B 条

大統領はみずからの権限を行使し、ロシア連邦の法律に反しない大統領令および命令を公布する。

第 5. 3. 7 B 条

大統領と同時に選挙にしたがい副大統領が選ばれる。この場合、大統領候補に対する投票は、同時にその推薦する副大統領に対する投票を意味する。

第 5. 3. 8 B 条

副大統領は、両院合同会議の議長をつとめる。副大統領が欠ける場合は、議会の総会は、両院の議長が交替で主宰する。

第 5. 3. 9 B 条

- ① 大統領の文書による依頼により、副大統領はその権限の一部を行使することができる。
- ② 副大統領は、大統領が一時的に欠けるあいだその職務を代行する。
- ③ 大統領が客観的な事情によりその機能の遂行の可能性をなくした場合、副大統領が大統領の機能を遂行する。この場合の副大統領の権限行使は、3 日以内に議会によって承認

されなければならない。

④ 大統領が死去もしくは辞任し、または更迭された場合、ならびに議会により大統領がその職務権限を執行する能力がまったくないと認定された場合は、副大統領が自動的に新しく大統領選挙がおこなわれるまでのあいだ大統領となる。

第 5.3.10 B 条

副大統領は、大統領の場合と同じ手続でこれを解任することができる。副大統領が更迭され、または死去もしくは辞任した場合、大統領は、新たに副大統領を任命し、この副大統領は、議会の両院の過半数の投票で承認された後にその職に就任する。

第 5.3.11 B 条

その任期中の大統領および副大統領の職務の遂行は、いかなるものであれ他の職務に従事し、またはどの政党のメンバーとなることと両立しない。

<別案：第 5.3.12 B 条

地方における連邦国家権力の権限は、住民によって選挙され、ロシア連邦大統領が承認した公務員がこれを行使する。>

第 5-4 B 章 議会 [最高会議]

第 5.4.1 B 条

連邦議会は、ロシア連邦の最高かつ唯一の立法および代表制機関である。

第 5.4.2 B 条

議会は、常時活動し、人民代表会議[パラート] および連邦会議からなる。両院は、4年の任期で選挙される。

第 5.4.3 B 条

人民代表会議は、ロシア連邦市民によって統一の代表基準に基づいて選挙される。院の定数は、憲法（組織）的法律によって定める。

第 5.4.4 B 条

① <案 1>連邦会議は、構成共和国および連邦管轄地域ごとにその市民によって選挙される。

<案 2>連邦会議は、構成共和国および連邦管轄地域の最高代表制機関によって選挙される。

② 連邦会議には、各共和国および各連邦管轄地域からそれぞれ同数の代表が加わる。

第 5.4.5 B 条

議会およびその院は次の排他的権限をもつ。

- 1) 連邦の管轄に属する諸問題にかんする法律の制定
- 2) ロシア連邦の法律の一般的拘束力をもつ（優權的）解釈
- 3) 憲法の定める手続による全人民討議（レフェレンダム）の実施にかんする決定の採択
- 4) ロシア連邦政府（閣僚会議）の形成
- 5) 総動員および部分的動員または非常事態の宣言にかんする決定の採択ならびに大統領によるこれらの措置の決定の承認
- 6) 戦争状態の宣言

- 7) 平和および安全の維持にかんする国際条約上の義務を履行する必要がある場合の、ロシア連邦の軍隊の使用にかんする決定の採択
- 8) ロシア連邦憲法に定める場合、その手続きにしたがって大統領、副大統領またはそのロシア連邦の高級公務員の解任（罷免）
- 9) 連邦予算の審議および採択、その執行に対する監督
- 10) 連邦税およびその他の義務的手数料の設定
- 11) 長期的投資計画の審議および採択
- 12) この憲法が定めるその他の権限

第 5. 4. 6 B 条

議会およびその院は、執行権力の活動に対する一般的監督および憲法によって課せられたその他の監督権限を行使する。

第 5. 4. 7 B 条

議会の権限は、この憲法の定める活動手続に基づき、各院の権限の特殊性を考慮して行使される。

第 5. 4. 8 B 条

各院は、両院およびその議員の活動を保障する法律、両院、特別委員会および常任委員会の活動の議事規則を採択し、両院の活動にかんする決定および決議を採択することができる。

第 5. 4. 9 B 条

議会は、通常選挙の 30 日後に召集される。議会の休会の期間および延長は、議事規則に定める。

第 5. 4. 10 B 条

- ① 両院は、通常別々に活動する。戦争と平和、非常事態および戒厳令の導入、大統領教書の聽取の問題の決定のために、または両院の決定により議会全体の総会が召集される。
- ② 議会の総会における議長の機能は、副大統領が遂行する。副大統領が欠ける場合には、両院の議長が交替でこれをつとめる。
- ③ 必要がある場合、両院の決定によって合同の委員会もしくは常任委員会、または協議機関を含む合同の機関もしくは作業グループを召集することができる。

第 5. 4. 11 B 条

- ① 各院は、両院の選挙された議員の過半数の出席で義務的効力をもつ決定を採択することができる。この決定は、憲法がとくに定める場合のほか、両院の出席＜別案：選挙された＞議員の絶対多数で採択される。
- ② いずれの院も、法案またはその他の問題を審議するために院全体を委員会として活動することができる。ただしこの場合には、立法にかんする決定は採択できない。

第 5. 4. 12 B 条

両院の臨時総会は、当該院の代議員の 5 分の 1 の要求に基づいて、または大統領もしくは両院議長の決定ならびに閣僚会議議長の要請により、開催される。一方の院の臨時総会は、他の院の要請によっても召集することができる。

第 5. 4. 13 B 条

- ① 以前の期の議会、両院および代議員の任期は、新しい期の議会の最初の会議をもって終了する。
- ② 通常の議会選挙は、議会の任期の始まる 45 カ月前から 47 カ月後までのあいだに行われる。この期間内におこなわれる選挙の告示にかんする大統領令は、遅くとも選挙の日から数えて 3 カ月前に大統領がこれを公示する。

第 5.4.14 B 条

- ① 各院の任期満了前における権限行使は、院自身の決定によってこれを中止することができる。この決定は、その院の代議員の 3 分の 2 以上の賛成をえた場合に採択されたものとする。この決定は、その院の議長によって大統領に伝えられ、大統領は 1 カ月ないし 2 カ月のあいだに各院の新しい選挙を告示する。ひとつの院の自主解散は、他の院の解散と連動しない。各院の新しい期が召集されるまで、以前の院の構成が活動する。
- ② 各院の権限が非常な状況（この憲法第 5-11 章に定める）の存在のもとで遂行される場合、議会は非常事態の宣言とともにその権限の延長にかんする決定を採択する。

第 5.4.15 B 条

- ① 代議員は、10 人以上でもって議会内会派または代議員グループを組織し、登録する。いかなる代議員も、一度にふたつ以上の会派または代議員グループの加入することはできない。議会内会派は、いずれかの政党に属する代議員から組織される。代議員グループは、政党を基礎としないで組織される。議会内会派または代議員グループは、代表およびその機能の遂行に必要なその他の機関を選出する。
- ② 議会内会派、代議員グループおよび無所属代議員の集会は、両院の指導機関を選挙するための候補者の決定に参加する。比例代表に基づいて、これらの会派、グループ等は、委員会にそのメンバーを派遣し、両院の議題となっている基本的諸問題について発言する発言者リストを提出する。

第 5.4.16 B 条

両院において法案、予算、政府の編成および総辞職ならびに大統領の更迭の審議にあたって発言者名簿が完全に終わらないうちに審議を打切ることは禁止される。その他の問題の審議における審議打切り問題の決定は、出席代議員の 3 分の 2 位上の賛成がある倍に採択することができる。

第 5.4.17 B 条

- ① 両院の活動およびその会議の指導またはその活動の一般的組織化のために、院はその代議員のうちから単純多数決で議長を選挙する。両院の議長は、その会議のときに院の警備

員を指揮する。両院は、議長と同時に、議長が欠ける場合にその職務を遂行する第Ⅰ副議長および第Ⅱ副議長を選挙する。

＜別案：② 各院の議長は、議長権限を行使する際に、院における発言または答弁の権利をもたない。議長は、問題の審議の順番、代議員の発言の手続を恣意的に定め、または代議員が明白に議事規則に違反していない場合にその代議員の発言を遮ることはできない。＞

第 5. 4. 18 B 条

① 両院は、その代議員のうちから常任委員会、臨時委員会および（特別）委員会を組織する。委員会の活動手続は、この憲法にしたがって各院が決定する。

② 委員会は、立法的アクトおよびその他の決定の草案を準備し、議会の採択した法律および決定の執行に対する監督をおこない、公開または必要な場合は非公開の聴聞および議会による調査をおこなう。

③ 公務員および市民は、両院の委員会にその呼出しに応じて出席しなければならず、所定の期間内に文書または口頭で委員会が要求するあらゆる書類または情報を提供しなければならない。

④ 法律の違反の除去を目的とする委員会の決定は、それらがロシア連邦の憲法および法律に違反しない場合、その執行が義務づけられる。その場合、この決定についてロシア連邦の憲法院（憲法裁判所）または最高裁判所に不服申立てをおこなうことができる。

第 5. 4. 19 B 条

人民代表院は、連邦院の事後の承認を必要とする法案を審議し可決し、この憲法が定める場合に法律を採択する。

第 5. 4. 20 B 条

人民代表院の議会内会派は、その代表をとおして、政府の首班の候補者を決定するために大統領との協議に参加する。

第 5. 4. 21 B 条

人民代表院は、

- 1) 連邦政府の形成に対するロシア連邦閣僚会議議長の権限を承認し、
- 2) 連邦政府の構成メンバーを承認し、
- 3) 政府に対する信任または不信を表明する。不信が表明されまたは信任が拒否された場合、政府は総辞職し、
- 4) 連邦予算の執行にかんする政府の報告を承認する。

第 5. 4. 22 B 条

人民代表院は、内外政策の問題にかんする政府の報告を聴き、必要な決定を採択し、ロシア連邦の国際条約を批准し、破棄通告を行う。

第 5. 4. 23 B 条

人民代表院は、連邦国債および信用、外国への援助または外国もしくは政府間組織からの援助にかんする決定を採択する。

第 5. 4. 24 B 条

人民代表院は、立法、予算・租税、議事運営、国家主権・民族的安全保障、外務の各常任委員会、憲法委員会および資格審査委員会を組織する。各院は、それぞれの召集期にその他の常任委員会または臨時委員会を組織することができる。

第 5. 4. 25 B 条

① 連邦会議は、憲法第 5.4.7 条にしたがって、

- 1) 共和国間または民族間関係の問題を検討し、それらの問題について人民代表院に立法提案を行う。人民代表院は、この提案を特別のものとして審議しなければならない。
- 2) 人民代表院から検討のために送られた法案を審議し、それにかんする決定を採択する。
- 3) 人民代表院によって提案された法案が修正された場合に、追加的な検討のためにそれ

を人民代表院に再送致する。

- ② 人民代表院によってこの憲法にしたがって連邦会議の検討に付されたいかなる法案も、連邦会議の承認なしに法律とすることはできない。

第 5. 4. 26 B 条

連邦会議の枠内で、連邦会議の地域代表議員団（連邦顧問）を組織し、登録することができる。

第 5. 4. 27 B 条

① 連邦会議は、予算・租税、共和国間・民族間関係、議事運営、資格審査にかんする委員会を組織する。連邦会議は、各召集期にその他の常任委員会または臨時委員会を設置することができる。

② 委員会は、連邦会議が、自薦に基づき地域代表団の比例代表原理を考慮して選挙する。

第 5. 4. 28 B 条

① 法案は、政府、両院の委員会によって、およびこの憲法が定める場合には連邦会議によって、人民代表院の審議に付される。法案は、人民代表院において優先的に審議される。

② 人民代表院によって承認された法案は、連邦会議の審議に付される。連邦会議は、この法案が修正された場合に再審議のためにこれを人民代表院に送致する。

③ 人民代表院によって提案された法案が連邦会議によって可決されない場合、両院の協議委員会が設置され、同意に達した草案が改めて両院により審議される。

④ 第3読会の後に連邦会議によって採択されなかった法案は、当該年度の連邦会議において再審議に付すことはできない。

⑤ 法律の採択または法律改正のためには、当該の院の被選出代議員の単純多数を必要とする。憲法的（組織）法律は、被選出代議員の特別多数である3分の2によって採択される。

⑥ いかなる法律も両院による可決なしに施行されることはない。

第 5. 4. 29 B 条

① 選挙人の権限ある代表である議会の代議員は、議会の管轄に属する事項にかんする決定、見解および意見において自由であり、政党を含むいかなる市民のグループもそれを強いることはない。

<別案：連邦顧問は、共和国および連邦管轄地域の彼を選挙した機関を代表し、これら機関によってリコールすることができる。>

② 代議員は、議会において表明された見解、提案および言辞に対して<別案：代議員の職務の遂行に関連して>責任を問われることはない。代議員は、不逮捕特権をもち、議会の同意による外は、刑事または行政責任を問われることなく、逮捕されまたはその他の個人的自由を制限されることはない。議会に対する意見書提出の権利は、ロシア連邦最高裁判所長官に属する。

第 5. 4. 30 B 条

① 議会の代議員は次の諸権利をもつ。

- 1) 立法発議権
- 2) 国家の任意の公務員に対し、口頭または文書による質問

3) 議院の議事規則によって認められた枠内で、議事日程にある問題について議院において自由に発言すること

4) 議院の決定採択にあたってのしかるべき投票

<別案： 5) 議院または両院の委員会に国家の任意の公務員を議院にかんする立法の定める手続により質問に対する答弁をうるために召喚すること。両院の会議での口頭による質問に対する答弁はその会議中になされ、文書による質問に対する答弁は2日に郵送に要する日時を加えた期間内になされなければならない。

6) その他の代議員の権利は、法律によってこれを定める。

② すべての権力は、代議員がその義務を履行し権利を実現するために全面的に協力をしなければならない。

第 5. 4. 3 B 条

① 代議員は、その任期中において国家機関のいかなる役職者にもなることはできない。政府のメンバーとしてまたは議会内の被選出職に任命された代議員は、その職に在職する期間その代議員資格はこれを保持するが、議院における投票に加わることはできない。

② 代議員は、ロシア連邦における代議員の地位にかんする法律にしたがい、報酬およびその費用の補償をうけ、その他のいかなる定期的報酬を受け取ることはできない。議院の任期満了にともない、代議員は、代議員の権限を行使するまで在職していた仕事に戻りまたはその職に従事することができる。この権利の実現を妨害した者は、刑事または行政責任を問われる。

第 5 - 5 B 章 政府（ロシア連邦閣僚会議）

第 5. 5. 1 B 条

ロシア連邦政府は、憲法および連邦法の枠内で、その全領域で執行権力を行使する。憲法および連邦法に違反しない政府のアクトは、ロシア連邦の全領域において義務的に履行される。

第 5. 5. 2 B 条

連邦政府は、連邦議会に対し責任を負い、その活動につき大統領に報告する。政府は、1年に1回以上定期的に、または議会の要求により任意の時期に、国内情勢について報告書を提出する。

第 5. 5. 3 B 条

ロシア連邦政府は、ロシア連邦閣僚会議議長の指導のもとに集団的機関として活動する。閣僚会議議長の辞職により、政府は総辞職する。

第 5. 5. 4 B 条

政府は、その活動において、国家機関の職務体系に依拠する。政府機関の国家勤務員は、憲法的（組織）法律に基づいて活動し、政治的中立を義務づけられ、職務規律を理由としない解雇および懲戒処分をうけることはない。政府機関の責任あるポストへの就任は、競争選抜システムに基づいておこなわれる。国家勤務員は、法律もしくは他の政府のアクトの不履行またはその執行の軽蔑に対して刑事または行政責任を問われる。

< B 案終了 >

第 5－6 章 連邦選挙制度

第 5.6.1 条

ロシア連邦における選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票で行われる。

第 5.6.2 条

- ① 大統領および副大統領、連邦議会の代議員、構成共和国の立法機関ならびに地方自治機関の選挙には、18 歳にたつしたロシア連邦市民が参加する。
- ② 裁判所によって行為能力がないと宣告された者および自由剥奪刑を宣告した裁判所の判決が執行されその刑に服している者は、被選挙権および選挙に参加する権利を有しない。

第 5.6.3 条

- ① すべての選挙人は、1 票をもつ。選挙区および代表基準は、前条に定めるそれぞれの議会の代議員が、ほぼ同数の選挙人から選出されるように定める。
- ② 境界を定めない地域を選挙区に設定することは、許されない。

第 5.6.4 条

- ① 大統領および副大統領ならびに連邦議会の代議員の選挙は、登録された選挙人総数の半数以上が参加した場合に成立したものとされる。
- ② 投票に参加した選挙人の過半数の得票をえた候補者が当選したものとされる。
- ③ 第 1 回投票においてどの候補者も前項に定める必要な得票をえなかつた場合、第 1 回投票で上位の得票をえ、かつ立候補を取り消さない大統領および副大統領の 2 組の候補者によって第 2 回投票が行われる。このうち第 2 回投票で得票の多数をえた者が当選したものとされる。

第 5.6.5 条

構成共和国の立法機関および地方自治機関の代議員の選挙手続は、構成共和国の法令によって定める。

第 5.6.6 条

- ① ロシア連邦市民は、同時にふたつの院の代議員となり、または 3 つ以上の代表制機関の議員となることはできない。
- ② 連邦議会における代議員職は、大統領、副大統領、閣僚会議議長および閣僚、最高裁判所および憲法裁判所の長官および裁判官の職、ならびにその他選挙法が定める上級の国家的職務と兼職することはできない。構成共和国の立法議会および地方自治機関の議員職と兼職できない職の一覧は、構成共和国の法令にこれを定める。

第 5.6.7 条

大統領、副大統領および連邦議会の代議員の候補者の推薦は、法律に定める手続により登録した政党および社会団体、ならびにしかるべき形で保証された法律に定める数の署名を集めた任意の選挙人集団＜別案：当該地域に常時居住する選挙人集団＞がおこなう。

第 5.6.8 条

選挙の組織およびその結果の集計〔開票〕は、選挙管理委員会がおこなう。そのすべての活動は、公開のもとにおこなわれる。中央選挙管理委員会は議会が、各段階の選挙管理委員会は対応する共和国機関または地方自治機関が、選挙法に定める手続によってこれを組織する。選挙管理委員会のメンバーは、選挙区において活動する政党、社会団体および選挙人集団から選出される。

第 5.6.9 条

ロシア連邦市民の選挙権の行使の妨害および選挙結果のすり替えは、犯罪であり、法律によって罰せられる。

第 5.6.10 条

候補者の登録、選挙の執行および結果にかんする紛争は、法律の定める期間内に対応する審級の裁判所がこれを審理する。

第 5.6.11 条

国外に在住するロシア連邦市民は、大統領、副大統領および議会の代議員の選挙に参加することができる。

第 5.6.12 条

大統領、副大統領および連邦議会の代議員の選挙の執行手続は、この憲法および連邦法によって定める。

第 5-7 章 司法権

第 5.7.1 条

市民的平和[安全]、個人の権利および自由の保護者としての司法権は、適法性および公正を保障する。

第 5.7.2 条

ロシア連邦における司法権は裁判所にのみ属し、憲法、民事、刑事および行政裁判の形態でこれを行使する。

第 5.7.3 条

ロシア連邦市民は、陪審員の職を遂行することによって裁判〔の実現〕に参加する。

第 5.7.4 条

① 裁判官は、独立であり、法律と良心にのみ従う。裁判官の不可侵は、法律によってこれを保証する。

② 裁判官は、終身制である。法律の定める定年に達したときに、裁判官は退職する。裁判官は、判決によるかまたは法律に定める事由による場合にのみ、その定年以前において本人の同意なしに解任することができる。

③ 裁判官は、教職以外のいかなる有給の職にも就くことができず、また政党のメンバーとなることもできない。

第 5.7.5 条

① ロシア連邦最高裁判所の長官および裁判官、ならびにロシア連邦憲法裁判所の長官および裁判官は、大統領が議会の同意をえてこれを任命する。

② その他の裁判所の裁判官は、裁判所構成法の定める手続きによって任命される。

第 5.7.6 条

- ① ロシア連邦の裁判所のシステムは、ロシア連邦最高裁判所、憲法裁判所、連邦裁判所、共和国の裁判所、連邦管轄地域および地方の裁判所からなる。
- ② 特別裁判所の設置は、これを禁止する。
- ③ 何人も法律によって定められた裁判所において事件の審理をうける権利を奪われない。

第 5.7.7 条

ロシア連邦最高裁判所および連邦裁判所は、ロシア連邦最高裁判所および連邦裁判所にかんする法律によってその管轄とされる事件を解決する。

第 5.7.8 条

- ① 憲法裁判所は、憲法体制の擁護を目的として、
 - 1) 憲法的法律および大統領令にかんする事件を解決し、
 - 2) ロシア連邦と構成共和国のあいだの憲法的・法的紛争を解決し、
 - 3) ロシア連邦構成共和国相互間の憲法的・法的紛争を解決し、
 - 4) ロシア連邦大統領が憲法および法律の違反に問われる事件の判断をおこない、
 - 5) ロシア連邦大統領の職務遂行能力の喪失にかんして判断をおこなう。
- ② 憲法裁判所によってロシア連邦憲法に合致しないものとされた法律および大統領令またはそれらの部分は、憲法裁判所の決定が公布された日からその効力を失う。
- ③ その管轄に属する問題についての憲法裁判所の決定は、最終決定である。
- ④ 憲法裁判所における事件の審理手続は、法律によってこれを定める。

第 5.7.9 条

- ① 裁判官は、憲法に違反する法律を適用することはできない。
- ② 裁判所は、具体的な事件の審理に際し、適用されるべき法律が憲法に違反すると認めた場合は、事件の審理を停止し、ロシア連邦憲法裁判所にこの法律の違憲性の確認を提起する。

第 5.7.10 条

- ① 事件の審理は、すべての場合に公開でおこなわれる。非公開の法廷における事件の審理は、裁判所が、公開の審理が国家的、職業的もしくは商業的な秘密を公然とさせ、または市民の個人的もしくは家族生活を周知にさらすのを保護する必要があると決定した場合にのみ許される。
- ② 第 1 審における刑事事件の当事者欠席の審理は、これを禁止する。

第 5.7.11 条

- ① 裁判は、当事者主義の原則に基づいてこれをおこなう。
- ② 専門的な法律的援助を受ける権利は、あらゆる段階の裁判において認められる。

第 5.7.12 条

- ① 檢察機関は、市民、社会および国家の権利および法的利益が侵害された場合に刑事訴追をおこなわなければならない。
- ② 刑事裁判におけるロシア連邦の名による公訴は、検事がこれを維持する。
- ③ 檢察機関の形成および活動の手続きは、法律によってこれを定める。

第 5-8 章 地方自治

第 5.8.1 条

地方自治は、代表制機関＜別案：ソビエト、フラール（議会）その他＞および権力と行政の執行機関、地方自治諸機関によって、または直接民主主義の諸形態において実現される。地方自治機関の名称は、構成共和国の憲法によって定める。＜別案：連邦権力の代表者は、地方において選出する。＞

第 5.8.2 条

地方自治機関は、その権限の範囲内で、ロシア連邦の憲法および法律の枠内で国家権力から独立して行動する。

第 5.8.3 条

地方自治の代表制機関は、当該地域における地方権力の基礎的機関である。

第 5.8.4 条

地方自治機関は、その予算を自主的に作成し、承認し、執行する。予算を含む地方自治の財源は、没収の対象とはならない。

第 5.8.5 条

市民は、裁判手続により、地方自治機関およびその公務員の決定または行為について異議申立てをおこなう権利をもつ。

第 5-9 章 財政および予算

第 5.9.1 条

最大限許される国家予算の赤字規模およびその補填の財源は、議会がこれを定める。

第 5.9.2 条

連邦予算の収入は、法律の定める連邦税、義務的支払い、各種手数料、国家財産からの収入、構成共和国の義務的または自発的な納付金、その他の歳入からなる。予算における歳入の費目および規模は、法律によってこれを定める。

第 5.9.3 条

- ① 連邦の国家の歳出は、国家予算によって執行される。
- ② 国家の歳出は、連邦政府によって国家予算の支出額にしたがって支出される。
- ③ 国家予算の作成にあたり、政府＜別案：大統領＞は社会的ニーズの充足を優先しなければならない。

第 5.9.4 条

① ロシア連邦の次期会計年度の国家予算は、連邦政府の提案により議会がこれを採択する。国家予算は、議会の予算委員会および国家会計検査院の決定の後に、個々の収入および支出につき逐条ごとに審議され、承認される。

② 国家予算法が次期予算年度が始まる前に採択されない場合は、ロシア連邦政府は、この法律が施行されるまでのあいだ、議会が予算全体またはその一部の支出についてその他の手続を定めないことを条件として、前年度予算にしたがって支出をおこなうことができる。

第 5.9.5 条

- ① 政府は、連邦議会に対し国家予算の執行にかんする逐条的報告を会計年度の終了後3カ月以内におこなわなければならない。
- ② 議会は、会計年度の終了後6カ月以内に報告を審議する義務をおう。議会は、議会の予算委員会および国家会計検査院の決定の受け取った後にこの報告にかんする決定を採択する。
- ③ 国家予算の執行にかんする詳細な報告は、毎年公刊される。

第 5.9.6 条

自然のまたは社会的な災害にともなう予想外の支出の補填のために、議会の決定によって予算の枠内において予備フォンドが形成される。このフォンドの支出に対する責任は、議会にある。議会は、予備フォンド資金によるすべての割当てまたは支出に対する詳細な報告を議会の次の会期に提出しなければならない。

第 5.9.7 条

- ① 構成共和国は、独自の予算システムをもつ。構成共和国の予算政策は、ロシア連邦憲法、構成共和国憲法および連邦会議によって承認された一般原則にしたがって実現される。
- ② 構成共和国は、連邦法の定める形態および範囲で財政自治権をもつ。

第 5.9.8 条

連邦の租税政策は、経済の国家的規制の道具であり、議会がこれを決定する。連邦的課税の領域における連邦の排他的権限、連邦予算に算入される徴税の一覧、規模、手続きおよび条件、連邦および地方の予算のあいだでの税収の分配指數、ならびに構成共和国、連邦管轄地域および地方自治機関の税金および手数料の設定部分に対する権限は、連邦税法典によってこれらを定める。

第 5.9.9 条

租税システム全体またはその個々の部分を構成〔整備〕する場合、すべての市民の平等およびすべての経済主体に対する要請の統一が順守される。

第 5.9.10 条

税法の公表は、平易な文章で刊行することを義務づけられる。法律は、この公表の後3カ月を越えてから施行される。

第 5.9.11 条

- ① 税法典の順守に対するコントロールは、議会に対して報告義務をおう国税監査局がおこなう。国税監査局の地位は、連邦法によってこれを定める。
- ② 国税監査局の行為は、これを裁判所に異議申立てすることができる。

第 5.9.12 条

ロシア連邦は、独自の信用・貨幣システムを打ち立て、またはロシア連邦の貨幣流通〔循環〕の安定性および効率性を保障するよう他の国家と貨幣および信用システムの統一にかんする協定を結ぶことができる。他の国家との信用・貨幣同盟に加入する場合、ロシア連邦は、その金融機関の活動に対するコントロールに参加する。

第 5.9.13 条

ロシア連邦は、議会に対して報告義務を負う連邦中央銀行をとおしてその領土内の貨幣システムの安定および統一的な信用・貨幣政策を保障する。中央銀行は、商業銀行の活動に対する監督をおこない、ロシア連邦経済の規制の道具となる。中央銀行は、独立してその日常活動をおこない、社会福祉を指導し、連邦法の枠内で活動し、毎年議会に

に対して報告義務をう。

第 5-10 章 国家の防衛

第 5.10.1 条

- ① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の国家主権および領土保全の軍事的防衛のためにこれを作設することができる。
② ロシア連邦軍は、職業的基礎に基づいて創設される正規軍部隊とロシア義友軍部隊からなる。軍の軍事ドクトリン、機構および組織は、ロシア連邦軍にかんする法律によってこれを定める。

<別案：③ 平和時においてロシア連邦の国外でロシア義友軍部隊を利用するることは、これを禁止する。>

第 5.10.2 条

- ① 市民の権利および自由、適法性および法秩序の擁護は、内務機関、連邦民警および地方民警がこれを保障する。これら諸機関の地位は、連邦法によってこれを定める。
② ロシア連邦の国家安全保障の擁護にかんする機能は、連邦の保安機関がこれを遂行する。その地位および活動は、連邦法によってこれを定める。

第 5.10.3 条

- ① 軍、保安軍および警察は、民主的な憲法体制および合法的な政府を転覆し、議会またはその他の国家権力の最高機関の活動を阻止したまは制限し、市民の憲法上の権利および自由を違法に制約する目的ならびにロシア連邦の憲法体制の諸原則に抵触するその目的のために、これを利用することはできない。憲法の当該の規定の違反は、人民に対するもとも重大な犯罪である。

<別案：② 軍、保安軍および警察の違法な利用について議会への訴えは、即時議会において調査〔審議〕される。>

第 5.10.4 条

ロシア連邦がその領土の共同防衛、共同の軍部隊の創設または共同の司令部のもとへの連邦軍部隊の派遣にかんする措置を講ずるために他の国家と条約または同盟を結ぶ場合、共同の軍部隊の地位、その指揮命令、利用および部隊配置の手続、ならびに物質的または財政的な保障の手續が特別に定められなければならない。

第 5.10.5 条

ロシア連邦政府において軍および保安軍を管轄する大臣のポストは、文官によって占められなければならない。

第 5-11 章 非常事態

第 5.11.1 条

- ① 例外的（非常）な状況において、ロシア連邦大統領は、連邦全土または一定の地方に非常事態を宣言することができる。
② 例外的（非常）な状況とは、次のような結果が生じうる状態を意味する。
1) 規模および結果において住民の生命、健康、安全および生命安全確保の問題に影響を及ぼす自然災害または技術的大災害
2) 住民の生命、健康および安全にとっての現実的脅威、または通常の手段によっては除去できないような国家諸制度の正常な機能に対する現実的脅威の存在
3) 国家権力機関の命令する通常の手段によっては事態の正常化が不可能な場合で、社会の組織された存在を脅かし、人の集団、団体もしくは機関の暴力またはその他の違法な行為によって生ずる無秩序
③ 非常事態宣言の唯一の目的は、法律の最高性の枠内で社会の正常な生活条件を速やかに回復することでなければならない。

第 5.11.2 条

非常事態を導入の必要が、人の集団、政党、団体または機関の行為によって生じた場合、ロシア連邦大統領は、彼らに対し違法な行為を中止するよう呼びかけ、非常事態導入の可能性について警告しなければならない。

第 5.11.3 条

自然災害または巨大な技術的大災害に関連しての非常事態の導入は、被災地の権力機関が正常に機能を維持しているときはその同意がある場合にのみ許される。

第 5.11.4 条

住民の救助のための緊急措置を要する大衆的暴力、自然災害または技術的大災害という状況においては、直ちにかつ予告なしに非常事態を導入することができる。

第 5.11.5 条

非常事態導入にかんするロシア連邦大統領令は、72時間以内に議会の承認をえなければならない。議会は、いつでも非常事態の状態を停止することができる。

第 5.11.6 条

非常事態は、30昼夜を越えてこれを導入することはできない。この期間の終了後の非常事態導入にかんする大統領令の効力は、議会がその効力を延期しない場合、これを中止する。議会は、必要がある場合には、1回につき30昼夜を越えない範囲でこれを延長することができる。

第 5.11.7 条

- ① 非常事態の導入、継続または中止については、住民に対して事前にあらゆる平易な手段を使って通知されなければならない。
- ② 非常事態の導入、継続または中止にかんする大統領のアクトは、連邦権力の公式の官報に公表することを義務づけられる。

第 5.11.8 条

ロシア連邦の全土またはその一部に非常事態を導入する必要が生じた場合、大統領はこのことについて隣接諸国に通報する。

第 5.11.9 条

非常事態が宣言された地域において、構成共和国または地方自治体の執行権力機関は、ロシア連邦大統領またはその任命する責任ある者の直接的管轄に入ることができる。ならびに構成共和国の法律および地方権力の法的アクトの効力を制限し、または停止することができる。

第 5.11.10 条

非常事態にある期間、連邦議会、憲法裁判所および裁判機関の権限はこれを停止または制限することはできない。

第 5.11.11 条

- ① ロシア連邦大統領は、非常事態にある期間特別の措置を講じ、この憲法の第 2.3.1、2.3.3(2)、2.3.6(1)、2.3.8、2.3.9、2.6.5 条に定める権利および自由を除く人の権利および自由を一時的に制限することができる。これらの制限は、非常事態令のテキストに直接に表示されなければならない。
- ② ロシア連邦大統領は、すべての国家、すなわち制限される権利および自由を定める国

際条約の締結国に対し、権利および自由に対する制限の導入およびその原因ならびに制限の廃止について遅滞なくこれを通告する。

第 5.11.12 条

- ① 非常事態にある期間に取られたあらゆる措置は、
 - 1) 発生した事態の緊急性が要求する範囲内で実施されなければならず、
 - 2) 非常事態の宣言されていない他の地域において、国家権力および行政諸機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由をいかなる形であれ制限しまたは変更するものであってはならず、
 - 3) いかなるものであれ、もっぱら人種、膚の色、民族的帰属、性、言語、宗教、財産状態または社会的出身を根拠として個々の住民またはその集団を差別するものであってはならない。
- ② 非常事態の時に犯された犯罪に対する死刑判決の執行は、非常事態が効力ある時およびその中止の後 30 昼夜以内にはこれを禁止する。

第 5.11.13 条

非常事態にある期間、ロシア連邦の憲法、選挙法、裁判法の改正は禁止され、国家権力機関の選挙およびレフェレンダムはこれをおこなわない。

第 6 部 最終条項

第 6-1 章 憲法改正手続

第 6.1.1 条

憲法の改正は、基本法の最初のテキストに編入されている修正形式において行われる。
<別案：憲法改正にかんする法律は、憲法のテキストに直接改正について定める。>

第 6.1.2 条

- ① 憲法改正の提案は、次の者がこれをおこなうことができる。
 - 1) 連邦議会のいずれかの院の代議員総数の 5 分の 1 以上
 - 2) ロシア連邦大統領
 - 3) ロシア連邦政府
 - <別案：この項を削除>
 - 4) 議会憲法委員会
 - 5) ロシア連邦最高裁判所
 - 6) ロシア連邦憲法裁判所
 - 7) いずれかの構成共和国の立法機関
 - 8) 100 万人以上の投票権をもつロシア連邦市民
 - 9) 投票権をもつ構成共和国市民総数の 5 分の 1 以上
- ② 前項にいう市民による請願の手続は、連邦法によってこれを定める。

第 6.1.3 条

連邦議会は、前条にいう提案がおこなわれて半年後以降に憲法の改正にかんする法律を採択することができる。この法律は、各院の代議員総数の 3 分の 2 以上の投票によって採択される。憲法改正の提案がなされて後 1 年以内に、連邦議会が本条にいう法律を採択しない場合、提案は拒否されたものとみなされ、向う 1 年間は再提案することができない。

第 6.1.4 条

- ① 憲法改正にかんする法律は、構成共和国による批准を必要とする。この法律は、ロシア連邦大統領によって各構成共和国に送致される。構成共和国の代表制機関は、自らこの法律を批准するか、またはその批准のためにレフェレンダムを実施する。

② 憲法改正にかんする法律は、構成共和国の総数の3分の2以上が批准した後にロシア連邦の全土において施行される。

<別案：法律は、全ロシア的なレフェレンダムにおいて各構成共和国の市民総数の3分の2以上の多数がこの法律に賛成することによって批准された後に施行される。

第6-2章 憲法の施行

第6.2.1条

① この憲法は、これが公布された翌日から施行される。公布は、ロシア連邦最高会議議長がロシア連邦の官報で全ロシア的なレフェレンダム、すなわち憲法の全人民的批准の結果が公式に確定された日の翌日におこなわれる。

② この憲法が公式に施行された日は、全ロシア的な祝日とする。

③ この憲法の「移行規定」の部に定める部分は、これらの規定に定める期間その効力をもつ。

第6.2.2条

ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法は、その後の改正および補正とともにその効力を失う。

第6.2.3条

ロシア連邦憲法の施行の日に効力をもっているロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の法律およびそれにもとづく下位の法的アクトは、この憲法およびこれに基づいて採択されたロシア連邦の法律に抵触しない場合は、引き続きその効力をもつ。抵触の有無は、憲法裁判所またはロシア連邦最高裁判所がこれを決定する。

第6-3章 連邦の首都および国家的象徴

第6.3.1条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

<別案：モスクワ市は、隣接する州とともに首都管区を形成する。首都管区の地位は、法律によって定める。>

第6.3.2条

ロシア連邦の国章および国旗の図柄、その利用の手続は、法律によってこれを定める。

第6.3.3条

ロシア連邦の国歌は、エム・イ・グリンカ作曲、ア・ペトローフ編曲の「愛国の歌」である。

<別案：ロシア連邦の国歌は、特別に募集される全ロシア的なコンクールの実施によって決定される。>

第7部 移行規定

第7-1章 人および市民の権利、自由および義務について

第7.1.1条

① ロシア連邦憲法が施行された日にその領土に恒常に居住しているすべてのソ連市民

は、1年以内にロシア連邦国籍に加わることを希望しない旨地方の内務機関に文書で申請しない場合、自動的にロシア連邦市民とみなされる。

② ロシア連邦憲法の施行の後1年以内に、次に定める者で、ロシア連邦領土内で生れた者または両親のいずれか一方がロシア連邦領土内で生れた者を親とする者は、自動的にロシア連邦国籍をうることができる。

- 1) ロシア連邦の領土内に住む無国籍者
 - 2) 他の連邦構成共和国または国外に住むソ連市民または無国籍者
 - 3) 居住地に關係なく外国市民
- (2) ソ連の領土内に住む者は、ロシア連邦内務省またはその機関にしかるべき申請をおこない、外国に住む者は、ロシア連邦外務省に申請するものとする。
- ③ その他の場合、ロシア連邦の国籍は、ロシア連邦憲法の施行の後1年以内に採択されるべき連邦法が定める手続でこれを取得することができる。

第 7.1.2 条

ロシア連邦憲法の施行の後1年以内に、居住地を自由に選択する権利を徹底して実現する過程を規制する連邦法が採択されなければならない(第2.3.5(1))。この過程は、この法律の施行後18カ月以内に完了しなければならない。

第 7.1.3 条

- ① 一般の個人(身分)証明書(パスポート、母子証明書その他)に、人の法的地位に關係のない「民族的帰属」欄を設けることは、これを禁止する。
- ② 国勢調査に關係しない、仕事への採用またはその他の場合に行われるアンケートにおいて、民族的帰属、政党所属、大祖国戦争時の被占領地域での在住、その他人の招来の活動と關係のないデータにかんする欄を設けることは、これを禁止する。
- ③ [古い] 一般の個人証明書および古い形式の用紙を利用したアンケートに替えて新しい用紙が準備がなされるまでは、これらの欄はこれを記入しない。これらの欄を埋めるよううにという公務員の要求は、行政違反(犯罪)であり、法律によって責任をとわれる。しかるべき法律は、ロシア連邦憲法の施行後3カ月以内にこれを採択しなければならない。

第 7-2 章 社会・経済諸条項について

第 7.2.1 条

- ① 国家の所有の再私有化の社会的必要性は、これを承認する。
- ② ロシア連邦憲法の施行の後3カ月以内に、国有財産の再私有化および公有化〔自治体所有化〕にかんする連邦法を採択しなければならない。
- ③ 国家の財産には、再私有化が社会的利害に損害をもたらすと思われる自然的独占、軍備体系およびその他の財産のみが留め置かれる。再私有化および公有化される国有財産の構成は、連邦法によってこれを定める。
- ④ 再私有化される国有財産の一部をロシア連邦市民に対し無償でまたは特別の条件で引き渡すことは公正なこととしてこれを承認する。すべての市民には、こうした財産の分け前を受け取る権利が保証される。国有財産の市民のあいだでの分配の手続は、連邦法によってこれを定める。

第 7.2.2 条

市場経済への移行の時期における社会的および経済的安定を保障するために、連邦法に定める手続によって、ロシア連邦議会によって実施される経済契約の国家的規制およびその他の経済活動の自由の制限が許される。

第 7.2.3 条

ロシア連邦憲法の施行の後 1 年間は、連邦の脱独占化法および市場のインフラストラクチャーを整備し発展させる手続を規制する法律もしくはその他の法的アクトが引き続き適用される。

第 7.2.4 条

独自の貨幣および信用システムの創設またはこれらのシステムの統合にかんする他の国家との協定の締結までのあいだ、ロシア連邦においては、ソ連の貨幣および信用システムが効力をもつ。

第 7.2.5 条

① ロシア連邦税法典が採択されるまでは、連邦の租税法が引き続き効力をもつ。連邦の法令に基づいて徴集される税金は、その法令がロシア連邦議会によって廃止されない場合は、ロシア連邦の国家予算に算入される。

② ロシア連邦の国家予算からのソ連の国家予算への控除は、連邦条約に定める手続と範囲で、連邦条約の締結以前においてはロシア連邦とソ連の臨時協定によっておこなわれる。

第 7.2.6 条

ロシア連邦とソ連の関係の正常化するまでの期間、ロシア連邦議会は、その排他的権限の一部をソ連議会に委譲することができる。

第 7-3 章 連邦制度について

第 7.3.1 条

① 民族的・地域的および地域的な国家形成単位は、それがロシア連邦憲法の定める機能を独立して遂行し、連邦機関および施設の構成に参加する能力がある場合、構成共和国の地位をうる。この決定は、ロシア連邦憲法の施行後 3 カ月以内にレフェレンダムによって採択される。この問題に肯定的な決定がなされた場合、民族的・地域的または地域的国家形成単位のソビエトは、しかるべき宣言を行い、構成共和国はこの時点からロシア連邦憲法第 4 部に定める地位を獲得する。

② 民族的・地域的または地域的な国家形成単位のソビエトが、レフェレンダムの結果当該国家形成単位が構成共和国の地位から生ずる義務を遂行する状態にないと判断した場合、それはロシア連邦憲法第 4 部に定める連邦管轄地域の地位をうる。

③ 1、2 項に定めるレフェレンダムの実施のために、レフェレンダムの実施を規制する独自の規範的アクトをソビエトが採択していない場合は、ロシア共和国のレフェレンダム法をしかるべき方法で適用することができる。

第 7.3.2 条

① ロシア連邦憲法の施行後 3 カ月以内に、連邦議会（最高会議）は、地方（辺区）およ

び州の人民代議員ソビエトの見解を聞いて後地域的原則に基づいてロシア連邦を構成する共和国の境界を法律によって設定する。

② 各構成共和国において、当該地域で選挙された地方（辺区）および州ソビエトの代議員が構成共和国の立法機関を形成し、この立法機関が執行および司法権力の共和国機関を即時に組織する。

第 7.3.3 条

構成共和国によって憲法が採択されるまでは、ロシア連邦憲法に抵触しない自治共和国憲法、自治州および自治管区にかんするロシア・ソビエト連邦社会主義共和国（以下、単にロシア共和国）の法律ならびにロシア共和国の地方（辺区）および州人民代議員ソビエトにかんする法律の規定がしかるべき形式で適用される。

第 7.3.4 条

ロシア連邦憲法の施行後 3 年以内は、構成共和国および連邦管轄地域の境界を変更しない。

第 7-4 章 国家権力のシステムについて

第 7.4.1 条

① ロシア連邦憲法の施行によって、ロシア共和国人民代議員 は、ロシア連邦議会（最高会議）の代議員となる。

② 地域的選挙区において選挙されたロシア共和国人民代議員は、議会の人民代表会議を構成する。

③ 民族的地域的選挙区出選挙されたロシア共和国人民代議員は、議会の連邦会議を構成する。

④ 議会の第 1 期においては、人民代表会議（院）は 3 分の 1 以上の出席で、連邦会議は選挙された代議員総数の 2 分の 1 以上の出席で決定を採択することができる。

⑤ 議会の第 1 期のあいだに人民代表会議の代議員が任期満了前に辞職する場合は、残りの任期のための新しい代議員の選挙はおこなわず、その選挙区の地域は、隣接する選挙区地域にこれを合併する。このことについての決定は、人民代議員会議がこれを採択する。

⑥ ロシア連邦憲法の代議員資格と他の任意の職務への従事の兼任禁止にかんする規定は、議会の第 1 期のあいだは、憲法が施行された日に効力をもつ規範にしたがって適用される。

⑦ 第 2 期の議会選挙は、1994 年 3 月の第 2 日曜日に行うものとする。

第 7.4.2 条

① ロシア連邦の大統領および副大統領の選挙は、ロシア連邦憲法の施行の後 3 カ月以内に行われる。ロシア連邦の大統領および副大統領の選挙にかんする連邦法は、ロシア連邦憲法の施行後 1 カ月以内にこれを採択しなければならない。

② ロシア連邦の初代大統領が就任するまで、大統領の職務はロシア共和国最高会議議長、副大統領の職務はロシア共和国最高会議第 1 副議長がこれを遂行する。議会の代議員がロシア連邦大統領または副大統領に選挙された場合、その代議員資格はなくなる。

第 7.4.3 条

① 連邦軍は、連邦条約の締結後または連邦条約が不可能であることが明らかになった後にこれを創設する。

② 連邦条約にかんする問題が解決するまで、ロシア連邦はソ連に対し軍の創設および

編成〔編成〕の権利を委譲する。

(2) ロシア連邦は、大統領の提案により議会が<別案：大統領が>ソ連国防省に任命する代表をとおして、軍の一般的機構および編成(数的構成)の決定、軍事ドクトリンおよび軍建設の基本的方向の作成、防衛予算案およびその物質的・技術的保障計画の策定に参加する。

(3) ソ連の軍、内務機関および国家保安機関に従事するロシア連邦市民は、ロシア連邦の軍およびそれと同等の職にある者のために連邦法が定めることのできる保証および特典に対する権利をもつ。

第7-5章 司法権力について

第7.5.1条

① 「司法権力」の章は、裁判所構成、ロシア連邦最高裁判所および連邦裁判所、憲法裁判所、検察庁、捜査取調委員会、ならびにこの章の諸規範の実現を保障するその他の法的アクトにかんする法律の採択を含む司法改革の実現につれて段階的に施行する。

② 司法改革の実施の期間および手続は、ロシア連邦最高会議がこれを定める。

③ この憲法が施行された日に効力をもつロシア共和国の法令にしたがって選出されたロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、この憲法の定める手続きで裁判官が任命されるまでのあいだその権限を保持する。

第7.5.2条

① 検察庁法が採択されるまでは、ロシア連邦検察庁は、この憲法が施行されるときに効力をもっているロシア共和国およびソ連の法令に定めるその権限を保持する。

② ロシア共和国の検事は、大統領が議会の同意をえて任命するロシア連邦検事総長の地位をうる。

(2) 次席検事は、議会の同意をえて任命され、または解任される。

③ ロシア連邦検事総長は、大統領によって解任される。

④ その他の検事は、ロシア連邦検事総長によって任命され、解任される。

第7.5.3条

裁判所構成にかんする連邦法が採択されるまで、ロシア共和国国家仲裁機関は、ロシア共和国の法令にしたがって国家機関相互のあいだの経済紛争の審理にかんしてその権限を保持する。

第7-6章 ロシア連邦の法令について

第7.6.1条

① ロシア連邦憲法の施行の後5年のあいだに、すべての連邦、構成共和国および地方の規範的アクトは、憲法の諸規範とのあいだのその内容および形式上の矛盾を除去するための再検討をおこなう。それが終わるまで、これらのアクトはロシア連邦憲法に抵触しないかぎりで引き続きその効力をもつ。

② ロシア連邦憲法に列挙された法律は、その施行後1年以内に採択または改正されなければならない。

③ 連邦の法律およびその他の規範的アクトは、それらがロシア連邦憲法に抵触しないかぎりでロシア連邦領土内で引き続きその効力をもつ。

④ 3項の規定はソ連の国際条約にも及ぶ。ただし、ロシア連邦憲法裁判所がロシア連邦憲法に違反すると認めたソ連の国際条約の規定の効力は、ロシア連邦の国際条約の改正および廃棄通告のために定められた手続でこれを取り消す。それまでのあいだ、ソ連の国際条約はロシア連邦にとって完全にその効力を保持する。

<注釈：この篇（部）には移行的性格をもち、憲法改革の方向を与えるすべての規定が含まれてはいるわけではない。憲法委員会は、この篇の重要性にかんがみて、ロシア共和国の人民代議員および関心をもつすべての市民にこの篇の諸規定についてのいっそうの作業を呼びかける。>